中部ルソン糖業地帯の土地所有と農村構造

―― パンパンガ州パスデコ地区の事例 ――

永 野 善 子

問題の所在

- Ⅰ フィリピン糖業の低生産性
- フィリピン糖業地域構造比較――バンバンガ州と 両ネグロス州
- Ⅲ パンパンガ州パスデコ地区の不在地主制度
- IV サン・フェルナンド町の刈分小作制度──マイム ピス村とララ村の比較

結 論

問題の所在

1960年代中葉から70年代後半にいたるフィリピン農村経済研究のなかで、もっとも多くの成果が生まれた分野は中部・南部ルソン稲作農村の経済構造分析であり、日本人研究者による優れた調査研究が発表されたのもこの分野であった。この結果、(1)1955、63、71年制定の農地改革法の内容と戒厳令下における71年農地改革法の実施過程、(2)「分散的所有」型と「ハシエンダ (hacienda) 的所有」型の二つのタイプの土地所有形態(注1)の類型化、(3)主として刈分小作農と土地なし農業労働者の二つの村内階層の存在、(4)刈分小作制下稲作経営における高い雇用労働力依存、(5)「緑の革命」・農地改革下の稲作農村構造の変動等が明らかにされた(注2)。

およそ5点に集約される農村経済の研究成果が 蓄積された背景は、第1に、フィリピンの穀倉地 帯たる中部ルソンが1930年代から50年代初頭並び に60年代後半以降農業不安の温床であり、そのため同地域が恰好の研究対象となったこと、第2に第1点と関連して、フィリピン政府は社会不安解消を目的とした農村構造改革と農業生産力向上の諸政策を打ち出したが、とくに70年代戒厳令下に「緑の革命」・農地改革の影響が農村社会に従来とは異なる諸問題を輩出させ、南部ルソンをも含めたマニラ周辺諸州を対象としてその分析・追跡調査が必要とされたこと、に求められる。

ところが、中部・南部ルソンの甘蔗作農村調査についてみると、日本はもとより、フィリピン・欧米の農村経済研究において従来十分なる成果が発表されなかった。稲作農村に比べ甘蔗作農村を対象とする調査研究が遅滞した原因の一つは、甘蔗等の換金作物作付地が農地改革の対象から除外され、1970年代に際立った構造変動が生起しなかったとみられたためであろう。しかし、輸出農産物産業との関連でフィリピン経済の特質の把握を試みるとき、砂糖・ココナッツ等の生産構造の分析が重要となる。したがって、中部・南部ルソンの糖業地帯・甘蔗作農村の経済構造分析は、同地域の農業構造のみならず、フィリピン経済の基幹的輸出部門たる糖業の特質を明らかにするうえで、きわめて重要な作業といえる。

本稿では、このような農村経済研究の動向を踏まえて、中部ルソン^(注3)・パンパンガ州に位置する

パスデコ (PASUDECO) 製糖地区 (mill district) (注4)の土地所有と農村構造を、1981年11月中旬より12月下旬までの現地調査期間に収集した資料に依拠して論じるものである。第 I 節でフィリピン糖業の低生産性の構造について概観し、第 II 節でパンパンガ州の糖業地域構造を西ネグロス州との比較で論じる。ついで第 III 節でパスデコ地区、とくにサン・フェルナンド (San Fernando) 町 (municipality) (注5)の土地所有構造を考察する。最後に第IV節で、サン・フェルナンド町2カ村 (barangay、旧称barrio)——マイムピス(Maimpis) 村とララ (Lara) 村 ——の小作制度を、1978年2~3月に農地改革省(当時 Department of Agrarian Reform、DAR、現在Ministry of Agrarian Reform、MAR)が実施した調査にもとづき明らかにしたい。

(注1) 「分散的所有」型とは、地主が数カ所にわたり断片的に土地を所有する形態。他方「ハシエンダ的所有」型とは、地主が1カ所に数百もしくは数千へクタールの土地を所有する形態。

(注2) 1960,70年代の代表的研究は以下のとおりである。滝川勉『戦後フィリピン農地改革論』アジア経済研究所 1976年。高橋彰『中部ルソンの米作農村一カトリナン村の社会経済構造――』アジア経済研究所 1965年。梅原弘光「中部ルソンのハシエンダ・バリオ(I)(II)――ヌエバ・エンハ州サン・アンドレス村の事例――」(『アジア経済』第13巻第9,11号 1972年9,11月)。菊池真大「フィリピン農村における制度的変化――ラグナ州一米作農村の事例分析――」(『農業総合研究』第32巻第3号 1978年7月)。

(注3) 中部ルソン平原を中心としたパンガシナン、タルラク、ヌエバ・エシハ、ブラカン、パンパンガの5州からなる地域。ただし行政区画上、中部ルソンと設定される第3地域には、上記5州からパンガシナンが除外され、バタアン、サンバーレス2州が加わる。

(注4) 一つの製糖工場 (sugar mill)と数百ないし 数千の甘蔗農場からなるいわゆる生産単位。以下たん に地区と略記。なお製糖地区名には一般に製糖工場名 の略称が付される。PASUDECO は後述の Pampanga Sugar Development Co., Inc. の略。

(注5) 一つの市街区 (poblacion) と数十の村 (barangay, 旧称 barrio) からなる州を構成する行政単位。

I フィリピン糖業の低生産性

フィリピン糖業の生産部門は、農業過程=甘蔗 栽培を担う甘蔗農場と、工業過程のうち第1次加工=分蜜糖 (centrifugal sugar) 一粗糖もしくは原料糖一製造を担う製糖工場と第2次加工=精製糖製造を行なう精製糖工場からなる。フィリピンでは輸出される砂糖の大半が、輸入国で第2次加工を必要とする分蜜糖であり、精製糖は分蜜糖の一部を主に国内消費用として再加工したものである。したがって、フィリピンの砂糖生産量・生産性は一般に分蜜糖生産量・生産性を指標として考察することができる。

第1表は、戦後フィリピン糖業の生産性指標を 示したものである。同表から明らかなように,1960 年代後半から70年代前半にかけて、対米輸出の 増大(注1)とともに生産規模の拡大が顕著であっ た。60年代後半の分蜜糖生産量は平均約180万シ ョート・トンであったが、70年代前半には平均約 240万ショート・トンへと大幅増加をみた。この時 期の生産量増大は、製糖工場の新設に伴う甘蔗圧 搾能力の増大と甘蔗作付面積の外延的拡大による ものである。60年代後半に1日当り約11万メート ル・トンであった甘蔗圧搾能力は、70年代前半に 約16万メートル・トンとなった。甘蔗作付面積は 60年代後半に平均約31万ヘクタール,70年代前半 に平均約45万ヘクタールであった。ところが、こ うした生産規模の拡大は生産性の向上を必ずしも 伴うものではなかったのである。

同表に示されるように,歩留(甘蔗1トン当りに

作物年度(5カ年平均)	甘蔗圧搾能力 (1,000メートル・) トン/日	分蜜糖生産量 (1,000ショート・) トン	甘蔗作付面積 (1,000ヘクタール)	歩 留 ¹⁾ (%)	ヘクタール当り 分 蜜糖生産量 (ピクル) ²⁾
$1945/46 \sim 49/50$	39	382	67	11.4	79.9
$1950/51 \sim 54/55$	72	1,190	198	10.9	86.0
$1955/56 \sim 59/60$	78	1,356	190	11.3	81.7
$1960/61 \sim 64/65$	83	1,671	257	10.6	95.1
$1965/66 \sim 69/70$	108	1,782	311	9.9	81.9
$1970/71 \sim 74/75$	155	2,417	449	9.4	75.0

第1表 フィリピン糖業の生産性指標(1945/46~74/75作物年度)

(出所) Department of Labor, The 1977 Sugar Industry Study Report, マニラ, 1977年, 80, 81ページ。

- (注) 1) フィリピンで用いる歩留の単位 PS/TC (piculs of sugar/tons of cane) を百分比に換算。
 - 2) 1ピクル=63.25キログラム。

対する分蜜糖生産量の比率[%])は、1950年代後半以 降70年代前半まで一貫して低下し、60年代後半に は平均9.9,70年代前半には平均9.4となった。歩 留は、農場で収穫される甘蔗の糖分含有率と製糖 工場の甘蔗圧搾率・加工技術水準を合わせた、砂 糖の生産効率指標である。製糖工場が農場から甘 **燕をトン当り価格で購入する場合、歩留が製糖** 工場側の生産効率指標となり、ヘクタール当り 甘蔗生産量が農場の生産効率指標となろう。しか し、フィリピンでは製糖工場が甘蔗を農場から買 付ける場合、トン当り価格で購入する方式を採用 していない。農場から甘蔗の供給を受けた工場 は、甘蔗を圧搾・製糖して分蜜糖を生産する。そ して分蜜糖は、工場の加工賃および農場の栽培費 として、一定の比率で両者の間で分配されるので ある。「分糖法」(sharing system)(注2)と呼ばれる こうした原料獲得形態が採用されている結果、フ ィリピンの甘蔗農場の生産効率指標はヘクタール 当り分蜜糖生産量である。

そこでヘクタール当り分蜜糖生産量の推移を みると、1960年代前半の平均95ピクル(1ピクル= 63.25キログラム)をピークとして顕著な低下傾向 を示し、70年代後半には平均75ピクルとなった。 生産性低下の原因が農業部門にあるのか、工業部 門にあるのか、あるいは双方にあるのか、歩留やヘクタール当り分蜜糖生産量からは必ずしも十分に明らかにすることはできない。農業部門の生産性指標は、ヘクタール当り甘蔗生産量×甘蔗の糖分含有率であり、工業部門の場合は甘蔗圧搾率・加工技術水準であるが、こうしたデータを筆者は入手していないからである。ここではひとまず、60年代後半から70年代前半の生産性低下を確認し、つぎに地域別生産性を概観する。

第2表は、1979/80作物年度に操業した 42の製糖地区を地域別に分類し(注3)、その生産状況を示したものである。同作物年度の分蜜糖生産量は約227万メートル・トン、収穫面積合計は約44万へクタールであった。地域別では、北部・南部ネグロスが全国分蜜糖生産量の57%、北部・中部ルソン、南部ルソンがそれぞれ11%、13%、その他パナイ、東ビサヤ、ミンダナオが合計19%を占めている。主要な砂糖生産州は、ルソン島タルラク、パンパンガ、ラグナ、バタンガス 4州、ネグロス島東西両州、パナイ島イロイロ州、合計7州である(注4)。つぎに、歩留とヘクタール当り分蜜糖生産量から生産性を吟味する。同表に掲げられた 1979/80作物年度の歩留10.1、ヘクタール当り分蜜糖生産量75ピクルを第1表の数値と比較すると、双方と

第2表 地域別分蜜糖生産性指標(1979/80作物年度)

地 域	名	分 蜜 糖 生 産 量 (1,000メートル・トン)	甘 燕 収 穫 面 積 (1,000ヘクタール)	歩 留 (%)	ヘクタール当り分蜜糖 生産量 (ピクル)
北南パ北南東ミ 部部 部部 ビ グゲサ が ダ ゲ ゲ ゲ ゲ ゲ ゲ ザ ナ	ンイススヤ	247 (10.9) 291 (12.8) 193 (8.5) 721 (31.8) 572 (25.2) 146 (6.4) 96 (4.2)	62 (14.0) 58 (13.1) 50 (11.3) 110 (24.9) 117 (26.5) 27 (6.1) 18 (4.1)	10.1 11.5 9.5 9.9 9.9 9.8 11.2	62.4 79.8 53.7 84.8 77.1 85.0 84.9
全	国	2,266(100.0)	442 (100.0)	10.1	75.4

(出所) Philippine Sugar Commission, Annual Synopsis of Factory Performance Data, Crop Year 1979-80, ケソンシティー, 1981年, 12, 14ページ。

(注) カッコ内は%。

も70年代前半の平均数値をやや上回っているものの、依然として生産性の低さが認められる。地域別にこれをみると、歩留、ヘクタール当り分蜜糖生産量ともに全国平均水準を上回るのは南部ルソン、ミンダナオのみで、北部・中部ルソンは歩留のみ、北部・南部ネグロス、東ビサヤではヘクタール当り分蜜糖生産量のみ全国平均を大きく下回っている。全国平均を基準とした場合、概して中部・南部ルソン、パナイ、ミンダナオでは歩留とヘクタール当り分蜜糖生産量とに正の相関関係があるのに対して、北部・南部ネグロス、東ビサヤでは二つの指標に負の相関関係がみられるのである。

これは、各地域の工場生産効率をかりに一定とした場合、一般に北部・南部ネグロス、東ビサヤでは、甘蔗の糖分含有率の低さをヘクタール当たり甘蔗収穫量の高さで補塡していることを意味する。こうした地域格差は、各地域の気候、土壌、土地制度、農業技術、農場経営等の種々の要因がからみ合って生じるものと思われる。しかし、種々の要因とその複雑な連関の十分な解明を本小論で試みることはできない。さしあたり本稿では、

土地所有と農業経営に限定して、農業部門の低生 産性の諸要因を析出することにとどめたい。

次節では、主要糖業地帯を擁する7州の稲作・ 甘蔗作付規模の比較を踏まえて、中部ルソン・パンパンガ州とネグロス島西ネグロス州の糖業地域 構造の比較を市(city)町レベルで行なう。

(注1) これはキューバ危機 を 契機 とするアメリカのフィリピン産砂糖輸入割当の増加によるものである。 拙稿「フィリピン糖業の動向と諸問題, 1974~78年」(『アジア経済』第20巻第4号 1979年4月) 101~103ページ。

(注2) 詳しくは、抽稿「フィリピン糖業の構造的 特質(1)——アメリカ植民地時代末期の生産形態——」 (『アジア経済』第21巻第9号 1980年9月)31~35ページを参照。

(注3) 同表の地域別分類は、フィリピン砂糖委員会 (Philippine Sugar Commission, PHILSUCOM) の方法に依拠している。

(注4) 1979/80作物年度の同7州の分 蜜糖 生産量は、下表のとおりである。

Ж	名	分 蜜 耕 生 産 量 (1,000メートル・トン)	対 全 国 比 (%)
タ ル	ラ ク	137	6.0
パン パ	ン ガ	81	3.6
ラ タン	ナ	99	4.4
東オタイ	デロス	131	5.8
	イ	1,162	51.3
	イ	142	6.3

(出所) 本文第2表に同じ。

		稲(作 付 面	積	甘 薦	作付品	面積	作付面和	責合計
州	名	ヘクタール	対全国稲作 付面積比率 (%)	対州作付面 積合計比率 (%)	ヘクタール	対全国甘蔗 作付面積比 率 (%)	対州作付面 積合計比率 (%)	ヘクタール	対全国作付 面積合計比 率 (%)
/ /-	ラ ク	97,923	3.3	80.5	11,310	3.5	9.3	121,672	1.4
パンパ	ンガ	69,417	2.3	68.6	24,710	7.6	24.4	101,164	1.1
ラーグ	ナ	43,319	1.5	42.0	8,889	2.7	8.6	103,242	1.2
バタン	ガス	58,215	2.0	37.1	30,322	9.3	19.3	156,740	1.8
東ネグ	ロス	18,597	0.6	8.9	22,949	7.0	39.4	207,971	2.3
西ネグ	ロス	48,821	1.6	17.6	135,257	41.5	48.7	277,995	3.1
1 0	イロ	158,544	5.3	61.0	31,634	9.7	12.2	259,56 3	2.9
小 そ の	計 他	494,836	16.7	40.3	265,070	81.3	21.6	1,228,347	13.9
そ の	他	2,472,173	83.3	32.4	61,163	18.7	0.8	7,633,152	86.1
全	国	2,967,009	100.0	33.5	326,233	100.0	3.7	8,861,499	100.0

第3表 主要砂糖生産州の稲・甘蔗作付面積(1970/71作物年度)

(出所) NEDA, Philippines, 1971 Census of Agriculture, マニラ、13, 16, 25ページ。

(注) 作付面積は、小数点以下四捨五入。

Ⅱ フィリピン糖業地域構造比較 ----パンパンガ州と西ネグロス州----

各州の農業地域構造比較を試みるうえで利用できる最新のデータは、1981年農業センサスの集計・刊行が未了のため、依然として1971年農業センサスである。

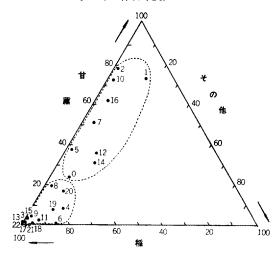
第3表は、主要糖業地帯を擁する7州の1970/71作物年度における稲・甘蔗作付面積を示している(同表の作付面積は2期作を含む有効作付面積[effective crop area])。同作物年度の全国作付面積合計約886万ヘクタールのうち、稲作付面積比率は34%、甘蔗の場合は4%であった。同7州のうち全国稲作付面積合計に占める割合がもっとも高いのはイロイロ州で5%、タルラク、パンパンガ、バタンガス3州が2~3%、その他3州は2%以下であり、稲作の場合、特定州における集中度はかなり低い。これに対し甘蔗の場合、西ネグロス州1州のみで全国作付面積の40%以上に達している。

州別に作付面積比率をみると、稲の場合、タル

ラク州が80%強,パンパンガ,イロイロ2州がそれぞれ60~70%で稲作面積の強度の集中を示しており、ついでラグナ、バタンガス2州がそれぞれ40%前後に達している。ところが西ネグロス州の場合、稲作面積比率は20%以下、東ネグロス州にいたっては10%を大きく割っている。甘蔗作付面積比率をみると、西ネグロス州がもっとも高く50%弱、ついで東ネグロス州が40%弱で同2州の甘蔗作付面積の集中度が高い。パンパンガ、バタンガス2州の甘蔗作付面積比率はそれぞれ約20~25%、イロイロ州12%、タルラク、ラグナ2州がそれぞれ9%前後である。

したがって州レベルでみると一般に、南部ルソン4州とパナイ島イロイロ州では稲作地帯と糖業地帯との並存が認められるのに対し、ネグロス島東西両州では糖業地帯の重要性がきわめて高く、同2州の農業地域構造が上記5州と大きく異なることがわかる。とくに好対照を示す事実は、パンパンガ州では稲と甘蔗の作付面積比がおよそ3対1なのに対し、西ネグロス州ではおよそ1対3で稲作と甘蔗作のウエイトが逆転していることであ

第1図 パンパンガ州の町別作付構成(%) (1970/71作物年度)



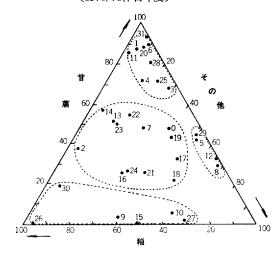
[市町名・番号]—0*. Pampanga 1. Angeles City 2. San Fernando 3. Apalit 4. Arayat 5. Bacolor 6. Candaba 7. Floridablanca 8. Guagua 9. Lubao 10. Mabalacat 11. Macabebe 12. Magalang 13. Masantol 14. Mexico 15. Minalin 16. Porac 17. San Luis 18. San Simon 19. Sta. Ana 20. Sta. Rita 21. Sto. Tomas 22. Sexmoan

(出所) NEDA, Pampanga, 1971 Census of Agriculture, マニラ、8, 10, 11ページより作成。
(注) * 州平均。

る。パンパンガ州は稲作・糖業地帯併存地域の代表例であり、他方西ネグロス州は専一的糖業地帯の代表例なのである。そこで同2州について市町レベルで稲・甘蔗作付面積を比較し、州内における糖業地帯の分布パターンを考察しよう。

第1図,第2図は1970/71作物年度のパンパンガ州と西ネグロス州の総作付面積に対する稲,甘 薫,その他作物作付面積比率を市町別に示したものである。第3図,第4図では,第1図,第2図の作付面積比率にもとづき,同2州の市町別農業地域構造が地図上に表わされている。パンパンガ州の農業地域は,(イ)稲作中心地帯14町と(中)稲作・ 甘蔗作混合地帯1市7町の2類型に,西ネグロス

第2図 西ネグロス州の町別作付構成(%)(1970/71作物年度)



[市町名・番号] 0*. Negros Occidental 1. Bacolod City 2. Bago City 3. Cadiz City 4. La Carlota City 5. San Carlos City 6. Silay City 7. Binalbagan 8. Calatrava 9. Candoni 10. Cauayan 11. Enrique B. Magalona 12. Escalante 13. Himamaylan 14. Hinigaran 15. Hinoba-an 16. Ilog 17. Isabela 18. Kabankalan 19. La Castellana 20. Manapla 21. Moises Padilla 22. Murcia 23. Pontevedra 24. Pulupandan 25. Sagay 26. San Enrique 27. Sipalay 28. Talisay 29. Toboso 30. Valladolid 31. Victorias

(出所) NEDA, Negros Occidental, 1971 Census of Agriculture, マニラ, 9, 11, 13, 14ページより作成。

(注) 甘蔗作・とうもろこし作混合地帯のとうもろこし作付地帯の作付面積合計に対する比率は次のとおり。市町番号 5-36.9%,8-44.8%,12-38.5%,29-33.1%。

*州平均。

州の場合は、(イ)甘蔗作中心地帯 5 市 5 町、(ロ)甘蔗作・稲作混合地帯 1 市10町、(ハ)甘蔗作・とうもろこし作混合地帯 1 市 3 町、(二)稲作中心地帯 6 町の4 類型に分類することができる。

1. パンパンガ州

同州を地理的位置によって、(1)パンパンガ川周 辺4町、(2)グアグア川周辺13町、(3)内陸部1市4

第3図 パンパンガ州の農業地域構造 (1970/71作物年度)



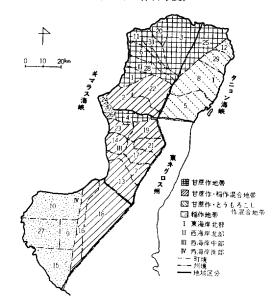
(注) 市町番号は第1図に同じ。

町に3区分する。

(イ)稲作中心地帯は、ブラカン州に接するパンパンガ川周辺の4町とグアグア川周辺の北端2町、南端8町である。このうちパンパンガ川周辺4町の稲作付面積比率は85~100%である。同4町の甘蔗作付面積比率は、同比率が最低のカンダバ(Candaba)町を含めてほぼゼロに等しい。グアグア川周辺10町の場合、グアグア(Guagua)、サンタ・リタ(Santa Rita)2町では甘蔗作付面積比率が15~20%、アラヤット(Arayat)、サンタ・アナ(Santa Ana)2町では5~10%、その他6町では5%以下であった。一般にグアグア川周辺の稲作中心地帯の場合、稲作・甘蔗作混合地帯に近接する4町で甘蔗作付面積比率がやや高くなっている。

(四稲作・甘蔗作混合地帯は、パンパンガ川周辺 3町と内陸部5町である。甘蔗作付面積比率が稲

第4図 西ネグロス州の農業地域構造 (1970/71作物年度)



(出所) 第2図に同じ。

(注) 市町番号は第2図に同じ。

作付面積比率を上回る町は、パンパンガ川周辺ではサン・フェルナンド町のみであるが、内陸部ではマガラン (Magalang)町を除いた1市3町――アンヘレス (Angeles) 市、マバラカット(Mabalacat)町、ポラク(Porac)町、フロリダブランカ(Floridablanca)町―である。とくにサン・フェルナンド町、アンヘレス市、マバラカット町、ポラク町の甘蔗作付面積比率は60~80%に達している。これに対し、パンパンガ川周辺のメキシコ(Mexico)町、バコロール(Bacolor)町、内陸部のマガラン町、フロリダブランカ町では稲作付面積比率がそれぞれ約40~60%を占め、稲作・甘蔗作混合地帯のなかに甘蔗作重点地域と稲作重点地域があることが指摘される。

2. 西ネグロス州

同州を地理的位置によって(1)東海岸北部1市4

町,(2)西海岸北部4市5町,(3)西海岸中部1市10町,(4)西海岸南部6町に区分する。

(イ)甘蔗作中心地帯は東海岸北部1町,西海岸北部3市4町,同中部1市であり,同州の精業地帯の核心部を形成している。西海岸北部3市4町の甘蔗作付面積比率はカディス(Cadiz)市を除いた2市4町で80~90%強に達する。東海岸北部サガイ(Sagay)町と西海岸中部ラ・カルロタ(La Carlota)町では70%強である。

(ロ)甘蔗作・稲作混合地帯は、西海岸北部1市1町、同中部8町、同南部2町である。同1市11町の甘蔗作付面積比率には20~60%、稲作付面積比率には10~60%の開きがある。西海岸北部ムルシャ(Murcia)町、同中部ポンテベドラ(Pontevedra)、ラ・カステリャナ(La Castellana)、ヒニガラン(Hinigaran)、イサベラ(Isabela)、ビナルバガン(Binalbagan)、ヒママイラン(Himamaylan)各町計7町が甘蔗作重点地域、残り1市4町が稲作重点地域である。

(八甘燕作・とうもろこし作混合地帯は、東海岸 北部1市3町である。同市町の甘蔗作付面積比率 は30~50%に達するが、稲作付面積比率は10%を 大きく割っている。ところが、とうもろこし作付 面積比率は各市町で30~45%を占めている。

(二)稲作中心地帯は西海岸中部2町と同南部4町のみである。稲作付面積比率がもっとも高いのが西海岸中部サン・エンリケ (San Enrique) 町で95%, その他同南部4町では30~60%である。

以上考察したように、市町レベルでみたパンパンガ州と西ネグロス州の糖業地帯の分布においても、州レベルと同様に、概して前者が稲作地帯との併存型であるのに対し、後者が糖業地帯専一型であることが確認された。これを踏まえてつぎに、同2州の糖業地域構造の差異と土地所有・経

営形態との連関を州レベルで把握する。

第4,5表は、1971年農業センサスにもとづく上記2州の規模別・保有形態別の甘蔗農場分布を示したものである(注1)。センサスでは、1人の「農場経営者」(farm operator)の単数もしくは複数の経営地 (parcel)を市町別に一つの「農場」(farm)と規定し(属人主義)(注2)、「農場面積」(area of farm—宅地、耕地、未耕地等)の主要部分を成す「耕作地」(cultivated part of the farm)の45%、もしくはそれ以上で甘蔗が作付される場合を「甘蔗農場」(sugar-cane farm)と分類している(したがって同表に示された農場面積は、必ずしも甘蔗作付面積に一致しない)。

3. 規模別分布(第4表)

パンパンガ州の甘蔗農場数約3600のうち,約65%が農場面積5~クタール以下,30%が5~10~クタールであり,50~クタール以上は1%強にすぎなかった。農場面積でみると,総面積約2万3700~クタールのうち,農場面積5~クタール以下の農場と5~10~クタールの農場がそれぞれ30%弱を占める一方,50~クタール以上の農場が30%強を占めている。

西ネグロス州の場合、甘蔗農場約3200のうち、農場規模5へクタール以下、10~25へクタール、50へクタール以上がそれぞれ20~25%強を、5~10へクタール、25~50へクタールがそれぞれ15%弱を占め、パンパンガ州に比べて各規模のばらつきが目立つ。ところが農場面積でみると、総面積約16万7800へクタールのうち、農場面積50へクタール以上の農場が80%強を占め、圧倒的優位の座にあることが歴然としている。

4. 保有形態別分布(第5表)

パンパンガ州では「農場経営者」の85%がほと んど小作農で占められ、しかも刈分小作農の比率

## LE FG F#(1)	パンノ	・・ンガ	西ネク	ブロス
農場規模(ha)	農場数(実数)	農場面積合計(ha)	農場数(実数)	農場面積合計(ha)
0~ 4.99 5~ 9.99 10~24.99 25~49.99 50 以上	2,332 (64.3) 1,081 (29.8) 122 (3.4) 41 (1.1) 52 (1.4)	6,933 (29.2) 6,523 (27.5) 1,630 (6.9) 1,425 (6.0) 7,213 (30.4)	643 (20.4) 448 (14.2) 794 (25.2) 428 (13.6) 839 (26.6)	1,706 (1.0) 3,081 (1.8) 12,188 (7.3) 15,097 (9.0) 135,683 (80.9)
습 計	3,628(100.0)	23,724(100.0)	3,152(100.0)	167,757(100.0)

第4表 パンパンガ、西ネグロス両州の規模別甘蔗農場分布(1971年)

(出所) NEDA, Pampanga, 1971 Census of Agriculture, マニラ, 7~8ページ; NEDA, Negros Occidental, 1971 Census of Agriculture, マニラ, 7ページ。

⁽注) カッコ内は%。農場面積は、小数点以下四捨五入。

	パンノ	ペンガ	西ネグロス			
保有形態別	農 場 数	1農場当り農場 面積 (ha)	農場数	1農場当り農場 面積 (ha)		
自作機・地主 自小作機・地主兼借地機 小作機・借地機 「定額現金借地機・中間借地人 内」 別 分 小 作 農 区量 現物小作農 そ の 他 管 理 人 そ の 他	$\begin{array}{c} 390 & (10.7) \\ 134 & (3.7) \\ 3,094 & (85.3) \\ 18 & (0.5) \\ 2,207 & (60.8) \\ 165 & (4.5) \\ 704 & (19.4) \\ \hline \\ 10 & (0.3) \end{array}$	15.5 26.3 4.6 41.8 4.0 4.4 5.4	2,139 (67.9) 458 (14.5) 312 (9.9) 118 (3.7) 104 (3.3) 19 (0.6) 71 (2.3) 210 (6.7) 33 (1.0)	46.0 72.7 29.3 32.1 31.4 17.2 21.9 122.1 40.9		
合 計	3,628(100.0)	6.5	3,152(100.0)	53.2		

第5表 パンパンガ,西ネグロス両州の保有形態別甘蔗農場分布(1971年)

が全体の60%を超えている。他方、自作農層の比率は15%弱にすぎず、きわめて高い小作農比率を示している。同州平均の1農場当り農場面積は6.5 ヘクタールであるが、定額現金借地農もしくは中間借地人の場合は40ヘクタールを超え、同州ではもっとも大きい農場保有規模となっている。

西ネグロス州では、自作農もしくは地主の比率がもっとも高く70%弱である。自小作農もしくは地主兼借地農の場合は15%、小作農もしくは借地農では10%にすぎない。そしてパンパンガ州では皆無であった管理人が7%を占めているのであ

る。西ネグロス州の1農場当り農場面積はパンパンガ州の約8倍の50ヘクタール強となっている。なかでも管理人が「農場経営者」である農場の場合は120ヘクタール以上、自作農もしくは地主兼借地農の場合は70ヘクタール以上に達している。

センサスはあくまで「農場経営者」を基準として農場の保有形態を把握しており、ここから地主・ 借地農・小作農間の諸関係が錯綜する複雑かつ 重層的な土地所有形態の実像を直接引き出すこと はできない。さしあたり、パンパンガ州の多数の 小規模農場と刈分小作農の存在と西ネグロス州の

⁽出所) Pampanga, 1971 Census of Agriculture, 7ページ; Negros Occidental, 1971 Census of Agriculture, 6~7ページ。

⁽注) カッコ内は%。

大規模農場の優位と比較的多数の管理人の存在を確認したまでである。次節では、パスデコ地区、とくにサン・フェルナンド町の土地所有構造を考察し、同州の糖業の低生産性の要因の析出の第一歩としたい。

(注1) 1971年農業センサスでは,保有形態を"fullowner," "part-owner," "tenant" ("cash," "share of produce," "fixed amount of produce" 等), "manager," "other forms" に分類している。ところが各項目の1農場当り農場面積を算出すると,上記項目を一元的に扱って単一の訳語を付すことが必ずしも適切ではないことが明らかとなる。そこで,本稿では各項目に対し,筆者がほぼ妥当であると判断した単数もしくは複数の名称を付した。

(注2) この調査方法の欠陥の一つは、農場経営を 刈分小作農に委託する地主や中間借地人が「農場経営 者」とされた場合、同農場の小作農の存在が統計上抹 消されてしまうことである。

Ⅲ パンパンガ州パスデコ地区の 不在地主制度

パンパンガ州には二つの製糖地区 (パスデコ地区とナスデコーNASUDECO地区) がある。前者は、サン・フェルナンド町に位置するパンパンガ砂糖開発会社 (Pampanga Sugar Development Co., Inc., PASUDECO) と、主としてパンパンガ州周辺と内陸部北端に位置する1市7町 (サン・フェルナンド、メキシコ、サンタ・アナ、アラヤット、マバラカット、アンヘレス、マガラン、バコロール) の諸村に集中する甘蔗農場からなる(注1)。後者は、内陸部南端フロリダブランカ町に位置する国家砂糖開発会社(National Sugar Development Co., Inc., NASUDE CO)と、主としてフロリダブランカ、ポラク2町の諸村に存在する甘蔗農場によって構成される。

各製糖地区には、1977年に発足した政府糖業統制機関・フィリピン砂糖委員会 (Philippine Sugar

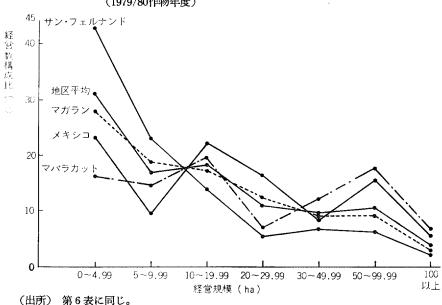
第6 **婆** パスデコ地区の市町別甘蔗作付地分布 (1979/80作物年度)

市	町	名	経営数	経営面積(ha)
メサバマアマアサ	キフラがタンロカーラ	/ナーッレラッア コドルトスントナ	117 (18.2) 166 (25.8) 78 (12.1) 62 (9.6) 44 (6.8) 108 (16.8) 40 (6.2) 28 (4.4)	3,710.68 (24.1) 2,658.37 (17.3) 2,052.94 (13.3) 2,307.45 (15.0) 1,012.80 (6.6) 2,395.59 (15.5) 836.51 (5.4) 434.61 (2.8)
合		計	643 (100.0)	15,408.95(100.0)

(出所) Philippine Sugar Commission, PASUDECO District Office, "Planter's Directory Crop Year 1979/80 PASUDECO District," (未公刊) より集計。

(注) カッコ内は%。

Commission, PHILSUCOM) の事務所があり、『プ ランター名簿』(Planter's Directory)が作成されて いる。同名簿では「プランター」という用語が、 製糖工場に甘蔗を供給し、同工場と製糖契約を結 ぶ者として使用されており,必ずしも土地所有者 を意味するものではない。地主から土地を借り農 場経営を刈分小作農に委託する中間借地人や、借 地料を支払いつつ自ら経営を行なう定額借地農等 であっても、彼らが製糖契約書を所有するかぎ り,プランターとして登録されているのである (注2)。そして、多数の小区分の小作地に分割され ても、1人のプランターが一つの経営 (holding) と して製糖工場に登録する甘蔗作付地を一つの「農 場」(farm)と規定しているため、同名簿に示され る農場数は、一般にセンサスに示される農場数に 比較して少なくなっている。たとえば、1971年農 業センサスに示された1971年パンパンガ州の甘蔗 農場数は約3600であったが(前述), 1974/75作物 年度『プランター名簿』によるパスデコ, ナスデ コ2地区の甘蔗農場数はそれぞれ660,665であっ た(注3)。ここでは『プランター名簿』の性格を踏



第5図 パスデコ地区主要砂糖生産町の規模別経営数構成比(%) (1979/80作物年度)

まえて,パスデコ地区の土地所有構造を検討したい。

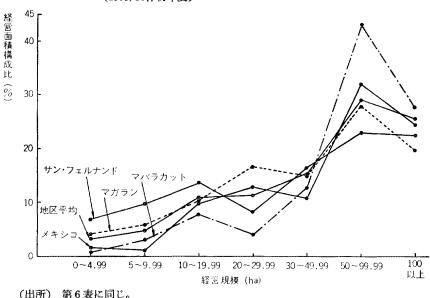
第6表は、1979/80作物年度『プランター名簿』に記載されたパスデコ地区の経営数、経営面積(甘蔗作付面積)を属人的に市町別に整理したものである。『プランター名簿』では、同地区1市7町を六つの「改良普及地区」(extension work area、EWA)に分割し、各プランター氏名、経営面積、経営所在町村名が示されている。同表ではこれを市町別に整理したため、数市町で経営を保有する1人のプランターが、複数のプランターとして扱われている(注4)。

同表によると、パスデコ地区の経営総数は643、経営面積合計は約1万5400へクタールであった(性5)。経営数のもっとも多い市町はサン・フェルナンドで総数の26%、ついでメキシコとマガランがそれぞれ17~18%であった。経営面積では、メ

キシコの24%が最大で、サン・フェルナンド、マガランがそれぞれ16~17%、マバラカット、バコロールがそれぞれ13~15%であった。経営面積では、パンパンガ川周辺のメキシコ、サン・フェルナンド2町と内陸部のマガラン、マバラカット2町がパスデコ地区で重要な位置を占めている。

そこで上記4町の規模別経営数,経営面積比率を示すと、第5図、第6図のとおりである。経営数比率では各町に若干の差異はあるが、全般的傾向として5ヘクタール以下が20~40%、5~10ないし10~20ヘクタールがそれぞれ10~20%、20~30、30~50ないし50~100 ヘクタールがそれぞれ5~15%、100 ヘクタール以上が2~5%前後の比率を示している。概して経営の規模別分散傾向がみられるが、各町とも20ヘクタール以下の経営が過半を占めている。

規模別経営面積比率をみると, 若干の例外はあ



第6図 パスデコ地区主要砂糖生産町の規模別経営面積構成比(%) (1979/80作物年度)

(出所) 第6表に同じ。

るものの、全般的傾向として、5ヘクタール以下 ないし5~10ヘクタールがそれぞれ2~10%,10 ~20 ないし 20~30 ヘクタール が それぞれ 5~15 %、 $30\sim50$ ヘクタールが $10\sim20$ %、そして $50\sim100$ ヘクタールないし 100 ヘクタール以上がそれぞれ 20~30%となっている。一般に50ヘクタール以上 の経営への集中が顕著である。メキシコ、マバラ カット2町では60~70%以上,サン・フェルナン ド、マガラン2町では45~50%を50ヘクタール以 上の経営が占めている。

以上の考察から、パスデコ地区の土地所有にお いて50ヘクタール以上の経営が重要な役割を担う ことが明らかとなった。したがって,同規模の経 営についてやや具体的に考察する必要があろう。 前述のように本稿では議論進行上、便宜的に経営 数、経営面積を市町レベルで属人的に集計した。 この結果、複数の市町で経営を保有するプランタ

ーが、製糖地区レベルでは複数のプランターとし て記録されるという欠陥が生じた。そこで、1市 町で最低50ヘクタールの経営を保有するプランタ ー(注6)が、パスデコ地区内の他町で分散的に経営 を保有する場合、その規模のいかんにかかわら ず、彼らが保有する経営の、保有箇所数別経営面 積合計を示したのが、第7表である(1市町の複数 の村で経営を保有することが明記されている場合は,保 有箇所を複数として集計した〉。

同表によると、パスデコ地区内には1市町で50 ヘクタール以上の経営を保有するプランターは 72人である。経営面積合計は約8500ヘクタールで あり、パスデコ地区全体の2分の1以上におよ ぶ。プランター数では,50~70ヘクタールが26人, 70~100ヘクタールが 17人, 100~200 ヘクタール が22人で、大半のプランターの経営保有規模は 200 ヘクタール未満である。 保有箇所数では、保

第7表 パスデコ地区の50ヘクタール以上の経営保有プランター*数,経営面積 (1979/80作物年度)

(単位:プランター数は人、経営面積はha)

経営数	規模	50~69.99	70~99.99	100~199.99	200~299.99	300~399.99	400~499.99	500以上	合 計
1	プランター数		6	6					33
2	経営面積合計プランター数	1,231.55 3	493.39 9	893.10 7	1	1			2,618.04 21
3	経営面積合計プランター数	187.39 2	747.54	1,021.85 4	237.33 1	392.11			2,586.22 8
4	経営面積合計プランター数	125.67	81.00	511.45	212.15				930.27
-	経営面積合計		70.97	427.62					498.59
5	プランター数 経営面積合計			205.65					205.65
6~12	プランター数 経営面積合計					679.01	1 425.49	1 536.11	$\frac{4}{1,640.61}$
合 計	プランター数		17	22	2	_3	1	1	72
	経営面積合計	1,544.61	1,392.90	3,059.67	449.48	1,071.12	425.49	536.11	8,479.38

(出所) 第6表に同じ。

(注) * 1市町で最低50ヘクタールの経営を保有するプランターのみを対象とする。

第8表 パスデコ地区の分散的経営保有プランター*数,経営面積(1979/80作物年度)

(単位: プランター数は人,経営面積はha)

経営数	規模	70~99.99	100~199.99	200~299.99	300~399.99	400~499.99	500以上	合 計
2 3	プランター数経営面積合計プランター数	72.34 1	603.22 2	1	392.11			6 1,067.67 4
4 5	経営面積合計プランター数	81.00 1 70.97	245.95 3 427.62	212.15				539.10 4 498.59
6~12	経営面積合計 プランター数 経営面積合計		102.88		2 679.01	1 425.49	1 536.11	102.88 4 1,640.61
合 計	プランター数 経営面積合計	3 224.31	10 1,379.67	1 212.15	3 1,071.12	1 425.49	1 536.11	19 3,848.85

(出所) 第6表に同じ。

(注) * 1市町で最低50ヘクタールの経営を保有し、かつ複数の市町で経営をもつプランター。

有規模が 300 ヘクタール以下の場合は 5 カ所以下 である。しかし、保有規模 300 ヘクタールを超え た5 人のプランターの場合には、1 人を除いて 6 カ所以上で経営を保有しており、大規模プランターの分散的経営保有が顕著である。

ところで、上述のプランターのうち、複数の市 町に経営をもつものはどの程度存在するのであ ろうか。第8表は、前表と同様の集計方法を用い て、1市町で最低50ヘクタールの経営を保有し、かつ複数の市町に経営を分散させているプランターの、保有箇所数別経営面積合計を示したものである。同表に掲げられたプランターは19人で、経営面積合計は約3800ヘクタールであり、パスデコ地区全体の約4分の1に相当する。とくに前表との関係で興味深い事実は、(1)前表に示された50~70ヘクタールの経営を保有するプランター26人

第9表 サン・フェルナンド町の村別経営分布(1979/80作物年度)

村 名1)	プランター数	経営面積合計 ²⁾ (ha)	村	名	プランター数	経営面積合計(ha)
2. Alasas 3. Baliti 4. Bulaon 5. Calulut 6-7. De la Paz ³⁾	5 29 8 36 15	36.06 (1.4) 262.87 (9.9) 186.67 (7.0) 260.97 (9.8) 217.38 (8.2)	17. Malino 18. Malpiti 20. Panipu 23. Saguin 24. San A	ic an	4 2 18 3 2	114.97 (4.3) 33.44 (1.3) 137.45 (5.2) 39.89 (1.5) 39.99 (1.5)
8. Del Carmen 10. Del Rosario 11. Dolores 13. Lara 15. Magliman	5 13 2 15 11	154.81 (5.8) 129.14 (4.9) 41.19 (1.5) 228.79 (8.6) 158.34 (6.0)	27. San Jo 33. Sto. N 34. Sindala 35. Telaba	iño in stagan	3 1 15 4	89.57 (3.4) 5.40 (0.2) 154.02 (5.8) 123.12 (4.6)
16. Maimpis	4	244.30 (9.2)	合	計	195	2,658.34(100.0)

(出所) 第6表に同じ。

- (注) 1) 村番号は第7図に準じる。
 - 2) 複数の村にまたがる経営の場合, 所在村は一つのみ示されている。
 - 3) 6-De la Paz Norte, 7-De la Paz Sur 2 カ村の合計。
 - カッコ内は%。

全員、70~100~クタールの経営を保有するプランター17人のうち14人、そして100~200~クタールの経営を保有するプランター22人のうち12人がここでは姿を消していること、(2)これに対し、200~クタール以上の経営を保有するプランター7人のうち6人が複数の市町で経営を保有していること、である。したがって、分散的経営保有では、保有規模が増加するにつれて、同一市町内から他の市町へと所在範囲をも拡大させていることが確認されるのである。

ここでパスデコ地区の1市7町のうち、サン・フェルナンド町(注7)の不在地主制度について若干述べたい。とくに同町を取り上げる理由は、次節で同町2カ村の刈分小作制度をやや詳しく考察するためである。

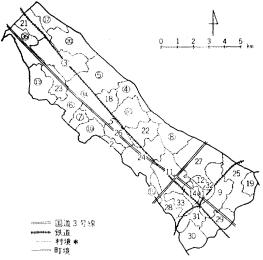
第9表によると、1979/80作物年度サン・フェルナンド町のプランター数は195、経営面積合計は約2660ヘクタールである。同表のプランター数が第6表の経営数と異なるのは、プランターが同じ町内で複数の箇所に経営を保有する場合、異なった村に経営が存在することが多く、第9表のプラ

ンター数は村を単位として集計したためである。

同表によるとサン・フェルナンド町の甘蔗作付 地は21カ村に存在する(注8)。経営面積が200ヘク タール以上の村は、バリティ (Baliti)、カルルット (Calulut), マイムピス (Maimpis), ララ (Lara) の4 カ村である。この他、デ・ラ・パス・スール (De la Paz Sur), デ・ラ・パス・ノルテ (De la Paz Norte) 2 カ村の合計が 200 ヘクタールを超えている。経 営面積が 100~200 ヘクタールの 村 は, ブラオン (Bulaon), マグリマン (Magliman) デル・カルメン (Del Carmen), パニプアン(Panipuan), デル・ロサ リオ (Del Rosario), マリノ (Malino), テラバスタガ ン (Telabastagan), 計7カ村である。経営面積が200 ヘクタール以上に達する6カ村の経営面積合計 は、約1200ヘクタールで全体の46%を占める。経 営面積が100~200ヘクタールの7カ村の経営面積 合計は約1000ヘクタールで全体の35%である。つ まり上記13カ村に,1市街区と34カ村からなるサ ン・フェルナンド町の甘蔗作付地の80%以上が集 中しているわけである (第7図)。

同町の主要な甘蔗作農村は、町の中心部を北西

第7図 サン・フェルナンド町の村分布



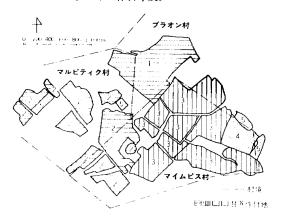
(村名・番号) 1. Poblacion 2. Alasas 3. Baliti 4. Bulaun 5. Calulut 6. De la Paz Norte 7. De la Paz Sur 8. Del Carmen 9. Del Pilar 10. Del Rosario 11. Dolores 12. Juliana 13. Lara 14. Lourdes 15. Magliman 16. Maimpis 17. Malino 18. Malpitic 19. Pandaras 20. Panipuan 21. Pulungbulu 22. Quebiawan 23. Saguin 24. San Agustin 25. San Felipe 26. San Juan 27. San Jose 28. San Juan 29. San Nicolas 30. San Pedro 31. Sta. Lucia 32. Sta. Teresita 33. Sto. Niño 34. Sindalan 35. Telebastagan

(出所) 州課税査定局 (Provincial Assessor's Office) 村分布図より作成。

(注) * 本図の村境は第5図と異なる。第5図のマイムピス村西側村境は、国道3号線と接した位置にある。村番号、○印は第9表で甘蔗作経営面積が100ヘクタールを超えた村。

から南東に走る国道沿い両脇とその奥にある,概して市街区から北西6~15キロメートル離れた地域にあり,その他が市街区近辺に散在している。こうした村の地理的位置を配慮して,市街区から約6キロメートル離れ,国道沿いに集落の入口があるマイムピス村,そして市街区から約10キロメートル離れ,国道から約1キロメートル離れ,国道から約1キロメートル離れ,国道から約1キロメートル離れ,国道から約1キロメートル離れ,国道から約1キロメートル奥に入ったところに集落が位置するララ村の甘蔗作付地分布を,つぎに考察する。

第8図 マイムピス村付近の甘蔗作付地概略図 (1980/81作物年度)



〔プランター名・番号〕 1. Miranda, Elias & Abelardo 2. Miranda, Abelardo 3. Wyjangco, Roberto 4. Bacani, Carmen 5. その他

(出所) フィリピン砂糖委員会パスデコ地区事務所甘 蔗作付地分布図(1980/81作物年度)より作成。

第10表は、1979/80 作物年度当該の 2 カ村のプランター名、同居住地、パスデコ地区内に彼らが保有する経営の所在地、経営面積を示したものである。加えて、プランターが地主であることが明確な場合は、プランター番号を○印で囲んだ(注9)。

1. マイムピス村 (第8図)

同村内には4人のプランターがおり、そのうち 3人が地主であることが認められる。プランター 4人のうち 2人が同村内に100~クタール以上の 所有地をもち、村外に居住する不在地主である。 とくにA・ミランダ (Abelardo Miranda) は、同村を含めてサン・フェルナンド 町 6 カ村に合計 300~クタールを超える所有地をもち、さらにマバラカット町 2 カ村で約240~クタール、バコロール 町 3 カ村で約70~クタール、総計 540~クタールの所有地をもつ、パスデコ地区内最大の地主である(生10)。

これに対し、R・ウィハンコ (Roberto Wyjangco)

第10表 マイムピス村とララ村のプランター名、居住地、経営保有状況 (1979/80作物年度)

CHARLES CONTRACTOR CO. C.										
プランター名1	居住	地2)	同	村	ナント	・フェル ド町他村	他町	ペンガ州	合	計
フランター和*	店 注	地-	経営数33	経営面積 (ha)	経営数	経営面積 (ha)	経営数	経営面積 (ha)	経営数	経営面積 (ha)
<アイムピス村> 1 Bacani, Numeriano ② Miranda, Abelardo ③ Wyjangco, Roberto ④ Wyjangco, Victoriano 合 計	サン・フェル マニ ラ 首		1 1 1 1 1 4	14.53 103.81 125.20 0.76 244.30	1 3 4	9.87 124.61 134.48	5 5	307.69	2 9 1 1 13	24.40 536.11 125.20 0.76 686.47
<ラ ラ 村> 1 Canlapan, Diosdado 2 David, Toribio 3 Garcia, Rogelio 4 Gueco, Blesilda 6 Gueco, Eduardo	アンヘレアンヘレ		1 1 1 1 1	1.00 2.30 13.96 7.59 11.87	1	22.21			1 1 2 1 1	1.00 2.30 36.17 7.59 11.87
 Gueco, Manolito Henson, Arcadia Vda. de Nogoy, Antonina Ocampo, Teodulo Paras, Rosalina 	マバラカッアンヘレ		1 1 1 1	10.66 18.38 5.34 20.63 12.27	1	2.56			1 1 1 1 2	10.66 18.38 5.34 20.63 14.83
① Ramos, Adoracion ② Tinio, Anita ③ Tuazon, Herminio ④ Tuazon, Jacobo ⑤ Tuazon, Laureano	マニラ首 アンン アン マニラ	ス市ス市	1 1 1 1 1 1 15	9.26 37.41 18.01 48.15 11.96 228.79	2 4	4.12 28.89			1 1 1 1 3 19	9.26 37.41 18.01 48.15 16.08 257.68

(出所) 第6表に同じ。

- (注) 1) 地主の場合、プランター番号を○印で囲んだ。
 - 2) 後述の農地改革省サンプル調査世帯別質問表より。
 - 3) 村別の属人主義で集計。

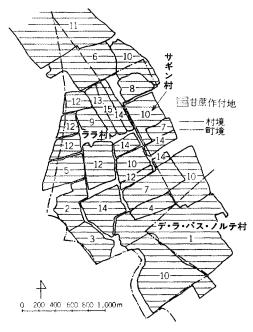
は、他村、他町に所有地をもっていない。彼はフィリピン国立銀行 (Philippine National Bank, PNB) から多額の農業融資金を得たが債務不履行に陥り、彼の土地はPNBの銀行管理下に置かれた (注11)。そのため、彼の名前は1981/82作物年度『プランター名簿』から消え、代わりに、彼の所有地で耕作する刈分小作農約20人がプランターとして登録されている(注12)。

2. ララ村(第9図)

同村には15人のプランターがおり、このうち11 人が地主である。地主11人のうち、8人が他町も しくは他州に居住する不在地主であることが確認 できる。ここには経営面積100 ヘクタールを超え るプランターはいない。経営面積30~50ヘクター ルのプランターが 2人,20~30ヘクタールのプランターが 1人,10~20ヘクタールのプランターが 7人である。そして残り 5人の経営面積はそれぞれ10ヘクタール未満にすぎない。村外に経営を保有する者は 3人であり、大規模な村外・町外地主はララ村ではみられないのである。

以上例示した2カ村では、地主1人当り土地所有規模が著しく異なる。マイムピス村では所有規模 100 ヘクタール以上の地主2人が村内の甘蔗作付地の大半を占めているのに対し、ララ村では10人以上の地主がそれぞれ約10~50ヘクタールの所有地をもっているからである。こうした土地所有にみられる特徴はそれぞれの村の経済構造のなかにどのように位置づいているのであろうか。次節

第9図 ララ村付近の甘蔗作付地概略図 (1980/81作物年度)



[プランター名・番号] 1. Consunji, Antonio 2. Gueco, Amado 3. Gueco, Manolito 4. Gutierez, Ismael 5. Henson, Arcadia Vda. de 6. Leon, Benjamin de 7. Ocampo, Teodoro 8. Paras, Rosalina 9. Ramos, Adoracion 10. Rodoriguez, Victoria Vda. de 11. Tangcungco, Wenceslao 12. Tinio, Anita 13. Tuazon, Herminio 14. Tuazon, Jacobo 15. Tuazon, Laureano (出所) 第8図に同じ。

では、マイムピス村とララ村を事例として、サン・フェルナンド町甘蔗作農村の経済構造を小作農 家経済を基軸に論じる。

(注1) 1979/80作物年度パスデコ,ナスデコ両地区の生産性指標は下表のとおりである。

and the second of the contract	分蛮糖生産量 (メートル・トン)	甘蔗収穫面積 (ヘクタール)	步 留 (%)	ヘクタール当り 分蜜糖生産量 (ピクル)
パスデコ	63,977	16,126	10.1	62.7
ナスデコ	17,415	10,770	8.2	25.6

(出所) 第2表に同じ。

(注2) 纂者がフィリピン砂糖委員会パスデコ地区 職員(1981年12月7日), ラグナ州カランバ(Calamba) 地区職員(同12月17日)とのインタビューで得た,農 業関係者の現地 語呼 称――カバンパンガン (Kapampangan) 語とタガログ (Tagalog) 語――は下表のとお りである。

	パスデコ地区 カパンパンガン語	カランバ地区 タ ガ ロ グ 語
大 地 タ タ	hacendero plantador administador palsunero mamabuñga casamac obrero	asendero may-ari ng lupa administador katiwala namumuwisan* kasama contratista arawan

(注) * タルラク州タルラク (Tarlac) 地区職員とのインタビュー (1981年12月9日)で得たタガログ語呼称は、umuupa である。

(注3) Department of Labor, The 1977 Sugar Industry Study Report, マニラ、1977年、104ページョ

(注4) 「改良普及地区」が複数の市町にまたがりプランターが一地区内の複数の市町に複数の経営を保有する場合がある(ただし、このケースはプランター総数643人中4人のみ)。この場合、集計手続上、経営面積合計に対する比率が最大の経営所在市町を、プランターの「改良普及地区」内保有経営全体の所在町とした。

(注5) 属地主義で集計した規模別経営分布は下表のとおりである。

経営規模 (ha)	経	営	数	経	営	面	飬	(ha)
0~ 4.99	22		.6)			. 24	(3.	
$5 \sim 9.99 \\ 10 \sim 19.99$	15	7 (17 0 (20	.1) .2)	2	,176	.51	(5. (14.	2(
$20\sim29.99$ $30\sim49.99$	8 7	7 (11	.7)	2	,137	.48	(13. (19.	
50~99.99	6	1 (8	.2)	4	,088	.53	(26.	5)
100以上	_	8 (2	/				(16.	
合 計	74	2(100	.0)	15	,408	.950	(100.	0)

(注) カッコ内は%。

(注6) すなわち、複数の市町に散在する経営面積を合わせてはじめて50ヘクタールを超える場合は含まれない。

(注7) 同町は1975年人口約9万8400人(うち世帯人口約9万7700人), 世帯数約1万4000の, バンバンガ州州庁所在地である。NEDA, 1975 Integrated Census of the Population and its Economic Activities, Population, Pampanga, マニラ, 1975年, 1ページ。

(注8) ただし、複数の村にまたがる経営の場合、 『ブランター名簿』では便宜上、所在村は一つのみ示されているにすぎない。第9表もこれに準じる。 (注9) 『プランター名簿』には、前述のように経営保有者名が示されるだけで、実際プランターが地主なのかあるいは借地農等なのかは記載されていない。 筆者はフィリピン砂糖委員会パスデコ地区職員とのインタビュー(1981年12月7日)をもとに、サン・フェルナンド町のプランターを「土地所有者」と「非土地所有者」に2分類した。

(注10) 第8図から明らかなように、マイムピス村にはA・ミランダのほかに、E・ミランダ(Elias Miranda)が同家を代表する地主として存在する。これについては次節でも触れる。

(注11) フィリピン砂糖委員会パスデコ地区職員と のインタビュー (1981年12月7日)。

なお、筆者は 1981 年 12 月10日にマイムピス村を訪ね、元ウィハンコ所有地の刈分小作農であり同時に農場管理人を務めたS. М. 氏にインタビューを行なった。彼によれば、ウィハンコ所有地がPNBの管理下に置かれて以来、元小作農約20人は同所有地を自作地とするために、収益の 25% を農業関係裁判所 (Court of Agrarian Relations) に積立ててきた。同州の甘蔗作付地の地価は普通、ヘクタール当り 5000 ペソである。ところが、サン・フェルナンド町ドローレス (Dolores) 村に居住するE・マリャリ (Elio Mallari) がヘクタール当り 1万 8000 ペソの価格で同所有地を購入し、1981 年 7 月 30 日に土地購入費を土地銀行 (Land Bank) に支払ったという。彼らはこれを不服とし、農業関係裁判所に対し訴訟を起こした。

さらに無者は12月10日に、マイムピス村ではS.M. 氏のほかV.M.氏に、ララ村ではM.P.氏に対し 次節で紹介する農地改革省土蔗作小作農調査(1978年) 世帯別質問表にもとづいて、同3氏の農業経営、家計 費等に関する簡単な追跡調査を行なった。その際、調 査補助並びに通訳(カバンバンガン語、タガログ語) をフィリピン砂糖委員会パスデコ地区職員にお願いし た。

(注12) 後述の農地改革省サンブル調査の対象となったウィハンコ所有地小作農23人と姓名が一致する同名簿のブランターは18人である。

IV サン・フェルナンド町の刈分小作制度 ---マイムピス村とララ村の比較----

農地改革省第3地域 (中部ルソン) 事務局は、1977年末から78年初頭にかけて、同地区を対象に「甘蔗作付地実態調査」(Sugarland Survey) を実施した。当時この調査が行なわれた背景には、マルコス政権のもとで稲・とうもろこし作付地のみに限定して施行されてきた農地改革(注1)を、甘蔗、ココナッツ等の輸出作物作付地にも適用しようとする、政府の思惑があった(注2)。しかし、農地改革は稲・とうもろこし作付地のみに限定してすら十分なる成果をあげず、折からの糖価下落、砂糖輸出不振(注3)も相まって、結局、農地改革の輸出作物作付地への適用は断念されたまま、今日にいたっている。

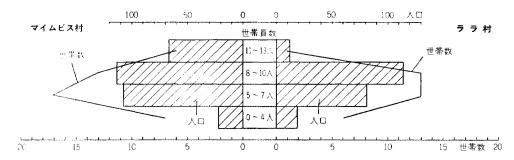
同調査は、第3地域の甘蔗作小作地面積算定、 地主名簿作成、小作農数推定、タルラク州とパン パンガ州の甘蔗作農家の経済調査等からなってい る。しかし、調査がひととおり終わった時にはす でに農地改革の輸出作物作付地への適用に対する 政府の関心が薄れてしまったためか、まとまった

第11表 マイムピス村とララ村の人口(1975, 80年)

	71	゚ムピス	.村	ラ	ラ	村
	1975 ^{A)}	1980 ^{B)}	B/A	1975 ^{A)}	1980 ^{B)}	B/A
人口 世 合 帯 計男女数	1,241 629 612 171	1,487 738 749 243	1.20 1.17 1.22 1.42	219 204	545 286 259 86	1.29 1.31 1.27 1.35
1 世帯当り 世帯員数	7.26	6.12	0.84	6.41	6.34	0.99

(出所) 1975年; NEDA, 1975 Integrated Census of the Population and its Economic Activities, Population, Pampanga, マニラ、2ページ。

1980年; Provincial Office, Pampanga, National Census and Statistics Office (NEDA), "1980 Census of Population and Housing" (未公刊)。



第10図 マイムピス村43世帯とララ村33世帯の世帯員数別人口構成(1978年)

(出所) 農地改革省第3地城事務局「甘蔗作付地実態調査」 ("Sugarland Survey") 1978年パンパンガ州 サン・フェルナンド町マイムピス村, ララ村サンプル調査世帯別質問表 (未公刊) より集計。

報告書は未提出に終わった。筆者の管見の及ぶ限りでは、本調査は、戦後公的機関によって行なわれた数少ない甘蔗作農村調査の一つである(注4)。本節では、未公刊の同調査資料の一部を利用して、サン・フェルナンド町2カ村(マイムピス村とララ村)の経済構造における地主・小作関係の意義を、階層分布と再生産構造の二つの視点から論じる。

1. 階層分布

本項では、当該2カ村の階層分布を主として農 地改革省サンプル調査にもとづき、人口、小作農 層構成、小作地保有状況の3点から考察する。

(1) 人口

第11表は、人口センサスにもとづいて当該2カ村の1975、80年の世帯数・男女別人口を示したものである。同表によると、1975年のマイムピス村の世帯数は171世帯、人口1241人、1980年の世帯数は243世帯、人口1487人であった。1世帯当り世帯員数は1975年には7.3人であったが1980年には6.1人へと減少し、この間の世帯数増加率は人口増加率を凌駕している。ララ村の場合、1975年の世帯数は66世帯、人口423人、1980年の世帯数は86世帯、人口545人に増加した。しかし1世帯

当り世帯員数は1975年に6.4人、1980年に6.3人で大きな変化はなかった。さらに両村の男女別人口増加率を比較すると、マイムピス村の場合、男子1.17倍、女子1.22倍で女子人口増加率の方が高いのに対し、ララ村では男子1.31倍、女子1.27倍と逆に男子人口増加率の方が高くなっている。マイムピス村の男子人口増加率の低さは、同村の村外人口流出=男子出稼ぎ労働創出(国内・国外——とくに中近東——)(注5)を示す数値と考えられる。

つぎに、農地改革省サンプル調査の対象となった2カ村の甘蔗作農家の、年齢別人口構成を整理したのが第10図である。マイムピス村の調査対象農家は43世帯、人口310人、ララ村は33世帯、人口227人であった。前表の1975~80年の両村の人口、世帯数の年平均増加率が一定であると仮定すると、調査年1978年のマイムピス村では人口1381人、世帯数211世帯、ララ村では人口492人、世帯数77世帯と推計される。したがって、マイムピス村の調査対象農家数・世帯員数は総数の20~22%、ララ村の場合は43~46%と考えられる。

第10図によると、マイムピス村サンプル43世帯 のうち、世帯員数5~7人が17世帯、8~10人が 13世帯を占め、世帯員合計は前者が107人、後者

第12表 マイムピス村43世帯とララ村33世帯の年齢別人口構成(1978年)

(単位:人,カッコ内は%)

dr: #Δ	マ	イムピス	、村		ラ ラ	村	
年 齢	男	女	合 計	男	女	合 計	
$0 \sim 10$ $11 \sim 20$ $21 \sim 30$ $31 \sim 40$ $41 \sim 50$	27 (15.5) 54 (31.0) 41 (23.6) 11 (6.3) 18 (10.3)	28 (20.6) 43 (31.6) 21 (15.4) 9 (6.6) 20 (14.7)	55 (17.7) 97 (31.3) 62 (20.0) 20 (6.5) 38 (12.3)	30 (26.5) 29 (25.7) 18 (15.9) 11 (9.7) 6 (5.3)	25 (21.9) 33 (28.9) 21 (18.4) 12 (10.5) 9 (7.9)	55 (24.2) 62 (27.3) 39 (17.2) 23 (10.1) 15 (6.6)	
$51 \sim 60$ $61 \sim 70$ $71 \sim 80$ $81 \sim 90$ $91 \sim 100$	8 (4.6) 10 (5.7) 2 (1.1)	3 (2.2) 9 (6.6) 1 (0.7) 1 (0.7)	11 (3.5) 19 (6.1) 3 (1.0) 1 (0.3)	9 (8.0) 7 (6.2) 2 (1.8)	8 (7.0) 3 (2.6) 2 (1.8)	17 (7.5) 10 (4.4) 4 (1.8)	
101~110 不 明 合 計	3 (1.7) 174(100.0)	1 (0.7) 136(100.0)	1 (0.3) 3 (1.0) 310(100.0)	1 (1.0) 113(100.0)	1 (0.9) 114(100.0)	2 (1.0) 227 (100.0)	

(出所) 第10図に同じ。

が114人で、43世帯の世帯員総数の約70%がここに集中している。ララ村では、サンプル33世帯の うち、世帯員数5~7人が13世帯、8~10人が13世帯を占め、世帯員合計は前者が82人、後者が114人で、33世帯の世帯員総数の85%強がここに集中している。両村とも、世帯員数5~7人もしくは8~10人が典型的甘蔗作農家である。ただし、マイムピス村の場合、世帯員数11~13人が6世帯あり、同村の1世帯当り世帯員数を増加させる要因となっている。調査対象農家1世帯当り世帯員数は、マイムピス村では7.2人、ララ村では6.9人であった。

第12表は、当該サンプル調査対象農家の年齢別人口構成をまとめたものである。マイムピス村ではサンプル310人のうち男子174人、女子 136人、ララ村ではサンプル227人のうち男子113人、女子114人であった。ララ村の場合、男女比がほぼ50対50なのに対し、マイムピス村では56対44となっており、男女の人口比が不均衡である。年齢別構成をみると、両村とも11~20歳と21~30歳の年齢層に40~45%強の人口が集中している。ところが同

第13表 マイムピス村43世帯とララ村33世帯の 出身地・居住地別小作農数(1978年)

居住地	同 村	同町	同州	計
<マイムピス村 マイム同同同 同同不合	35 1 5* 1 42	1		35 2 5 1 43
 	10 3 9 22	2 2	9 9	10 14 9 33

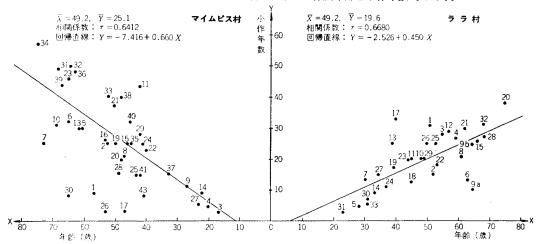
(出所) 第10図に同じ。

(注) * 出生地がパンパンガとのみ記載されたサンプル1を含む。

年齢層の男女比をみると、ララ村46対54、マイムピス村60対40であり、男女の比重が両村で逆転している。とくにマイムピス村の21~30歳の62人のうち41人が男子であり、男子数は女子数の2倍である。マイムピス村サンプル43世帯の男女比の不均衡は、21~30歳の成人男子の村内滞留によるものと判断される。

(2) 小作農層構成

当該サンプル調査対象小作農はすべて刈分小作



第11図 マイムピス村43世帯とララ村33世帯の小作農年齢と小作年数 (1978年)

(注) 番号は、第14表に掲げた小作農世帯番号に準じる。ただし、世帯番号9は、二つの小作地の小作年数が異なるため、9a、9bとして扱った。

農である^(性6)。マイムピス村サンプル43人全員が 男子で、そのうち4人が独身者、39人が既婚者 (妻と死別した者1人を含む)である。ララ村ではサ ンプル33人のうち31人が男子既婚者(妻と死別した 者1人を含む)であり、その他2人が寡婦であった。 まず、両村の小作農の出生地と居住地を吟味する。

第13表は、マイムピス村とララ村の調査対象小作農(=世帯主)の出身地と居住地を、同村・同町・同州内別に示したものである。マイムピス村では、サンプル43人のうち35人の小作農が同村に出生地と居住地をもち、村外で生まれた者8人のうち7人までが現在村内に住居を構えている。つまり、サンプル43世帯中入作農家はわずか1世帯にすぎないのである。

これに対しララ村では、同村を出生地・居住地とする小作農はサンプル33人中10人にすぎず、村外で生まれた後に同村に移住してきた者が12人、そのうち隣町バコロールで生まれた者が9人である。33世帯中残り11世帯が入作農家であり、そのう

ち9世帯の小作農がバコロール町マリワル (Maliwalu) 村で生まれ、現在も同村内に居住している (注7)。したがって、ララ村のサンプル33世帯中28世帯は、(1)小作農が村内で生まれ、村内に居住する10世帯、(2)小作農がバコロール町で生まれ、村内に居住する9世帯、(3)小作農がバコロール町で生まれ、現在も同町に居住する9世帯、の三つのグループに分類される。

このように、マイムピス村では小作農の出生地、居住地に同じケースが多くみられるのに対し、ララ村では異なる場合が多い。それはなぜであろうか。この問題を解くために、つぎに両村の小作農の年齢と小作年数(注8)を比較する。

第11図は、マイムピス村サンプル40人、ララ村 サンプル33人の年齢と小作年数の相関関係を示し たものである。マイムピス村調査対象小作農43人 のうち年齢・小作年数の双方がわかる者は40人で ある。彼らの平均年齢は49歳、平均小作年数は25 年である。ララ村の場合、調査対象小作農33人全

第14表 マイムピス村とララ村のサンプル調査対象地主名、小作農世帯数、 経営面積合計(1978年)

地 主 名	小作農 世帯数	小作農世帯番号	経 営 面 積 合 計1)(ha)
<マイムピス村> Miranda, Abelardo Miranda, Elias Wyjanco, Roberto 合 計	16 4 23 43	$1 \sim 16$ $17 \sim 20$ $21 \sim 43$	70.85 18.50 117.23 206.58
<ラ ラ 村> Gomez, Domingo Gueco, Blesilda Gueco, Eduardo Gueco, Manolito Henson, Arcadia Vda. de	1 3 3 1 2	1 2, 3*, 4** 3*, 4**, 5 6 7**, 8**	6.0 3.0+ a 2.5+ A9.0 2.5+ a 1.5+ A9.0 1.5 B2.5+ C6.0
Henson, Nora Henson, Virgilia Leon, Benjamin de Ramos, Adoracion Tinio, Anita	3 1 7 3 3	9*, 10**, 11 12 13**, 14~17, 18*, 19 13**, 20**, 21** 20**, 22, 23	1.0+b3.0+D4.0 7.0 21.5+c2.0+E4.5 E4.5+F5.5+G5.0 7.8+F5.5
Tinio, Federico Tiongson, Marcelina Tiongson, Herminio Tuazon, Jacobo 合 計	11 1 3 3 45 ²)	8**, 9*, 10**, 18*, 21**, 24~29 7** 4**, 30~31 21**, 32~33	24+b1.5+c3.0+C6.0+D4.0+G5.0 B2.5 6.5+A9.0 5.5+G5.0 136.3 ³⁰

(注) 1) a ~ c ~ 複数の地主から土地を借入する小作農(世帯番号に*印)がそれぞれの地主から借入した小作地の各々の保有規模。

A~G—複数の地主から土地を借入する小作農(世帯番号に**印)が借入した複数の小作地の保有規模合計。

- 2) 複数の地主から土地を借入する小作農10世帯を含む。
- 3) 86.3 + a (2.5+1.5) + b (3.0+1.5) + c (2.0+3.0) + A9.0 + B2.5 + C6.0 + D4.0 + E4.5 + F5.5 + G5.0

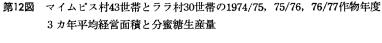
員の年齢、小作年数が判明し、平均年齢49歳、平均小作年数20年である^(注9)。平均年齢は両村で等しいが、平均小作年数はマイムピス村の方が長くなっている。

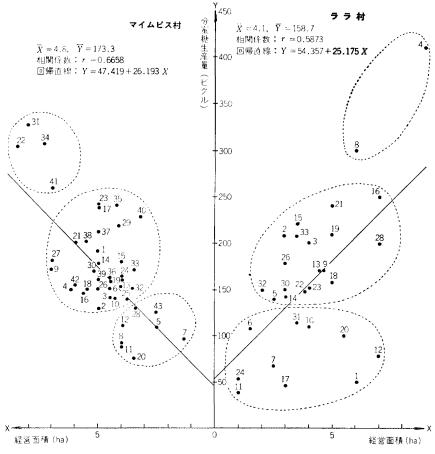
同図によると、マイムピス村の小作農年齢には17歳から74歳、小作年数には3年から57年の幅がある。ララ村では、小作農年齢の幅は23歳から75歳、小作年数の幅は3年から38年である。両村の間で小作農年齢幅には大きな開きはない。しかし小作年数幅はマイムピス村が54年、ララ村が35年となっている。このことは、マイムピス村の方がララ村よりも早く開かれた村であるため、小作農の契約年数が比較的長くなっていることを示唆し

ている。さらに前述のようにマイムピス村では小 作農の出生地と居住地が同じ場合が多いのに対し ララ村では異なることが多いのは、こうした村落 の歴史の長短と大いに関係があると考えられる。

(3) 小作地保有状況

前節で考察したように、フィリピン砂糖委員会パスデコ地区事務所作成の『プランター名簿』によると、1979/80作物年度のマイムピス村の経営面積合計は244.3ヘクタール、ララ村は228.79 ヘクタールであった。農地改革省の当該サンプル調査対象農家の1976/77作物年度経営面積は、マイムピス村が合計206.58 ヘクタール、ララ村が合計136.3ヘクタールである。





(注) 番号は、第14表に掲げた小作農世帯番号に準じる。

第14表に掲げたように、マイムピス村では、R・ウィハンコ、A・ミランダ、E・ミランダ (Elias Miranda) の所有地内に小作地を保有する43人の小作農が抽出された。1979/80作物年度のR・ウィハンコの経営面積は125.2~クタールであり、同表に示された小作農23人の経営面積117.23~クタールは、その9割強にあたる。他方、同表に示されたA・ミランダ、E・ミランダ 2 人の所有地内小作農20人の経営面積は89.35~クタールである。こ

れは、1979/80作物年度のA・ミランダの経営面積の9割弱に相当する(注10)。ちなみに、ウィハンコ所有地の農場管理人を兼ねた同所有地内小作農によれば、1980年末現在、ウィハンコ所有地内小作農数は合計29人、ミランダ所有地内小作農数は合計22人であった(注11)。したがって当該サンプル調査は、マイムピス村の甘蔗作付地とそれを耕作する小作農の大半をカバーしたことになる。

他方ララ村の場合、同村内に約10~50ヘクター

ルの甘蔗作付地をもつ、14人の地主の所有地内小 作農33人が抽出された。同表と第10表の地主名を 照合するとほぼ一致するが、なかには同表に示さ れていて第10表に掲げられなかった地主もいる。 これは(1)F・ティニオ (Federico Tinio) のように、 A・ティニオ (Anita Tinio)と姻戚関係にあり『プ ランター名簿』の記載名と小作農が主張する地主 名とが食違うケース, (2)B・デ・レオン (Benjamin de Leon) 所有地のように、稲作への転換をはかっ たケース等があるからである^(注12)。同表に示され た地主の同村内所有地の小作農合計数は不明であ る。しかし、当該サンプル調査対象農家の経営面 積合計と『プランター名簿』に記載されたララ村 の経営面積合計の比較から、当該調査はララ村の 約6割の甘蔗作小作農をカバーしたと推定され る。以下、当該2カ村の経営規模分布の比較検討 を行なう。

第12図は、当該2カ村の1974/75、75/76、76/77作物年度3カ年平均世帯別経営面積と、各小作地で収穫された甘蔗を原料として生産された、分蜜糖の生産量を示したものである。マイムピス村サンプル43世帯の1世帯当り経営面積は4.8へクタール、1世帯当り分蜜糖生産量は173ピクルである。ララ村サンプル33世帯のうち、生産量のデータが欠ける3世帯を除く30世帯の1世帯当り経営面積は4.1へクタール、1世帯当り分蜜糖生産量は159ピクルである。1世帯当り経営面積・分蜜糖生産量はともに、マイムピス村の方がやや大きくなっている。

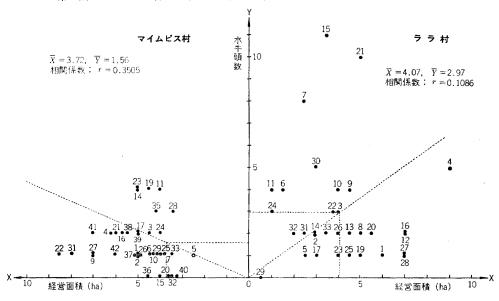
世帯別に経営面積と分蜜糖生産量をみると、マイムピス村の場合、サンプル43世帯の経営面積は1.3~8.5~クタールに分布し、分蜜糖生産量は75~327ピクルに分布している。経営面積と生産量を指標として、サンプル43世帯はつぎの三つのグ

ループに分類される。(1)経営面積7~9へクタール、生産量250~350ピクルの4世帯、(2)経営面積3~7へクタール、生産量125~250ピクルの31世帯、(3)経営面積1~4へクタール、生産量60~125ピクルの8世帯。

ララ村では、サンプル30世帯の経営面積は1~9へクタールに分布し、分蜜糖生産量は38~410ピクルに分布している。マイムピス村と同様に、経営面積と生産量を指標として、サンプル30世帯はつぎの三つのグループに分類される。(1)経営面積6~9へクタール、生産量300~410ピクルの2世帯、(2)経営面積2~7へクタール、生産量130~250ピクルの18世帯、(3)経営面積1~7へクタール、生産量35~120ピクルの10世帯。

総じて、マイムピス村では各グループ内の経営面積の幅は2~4~クタール、生産量の差は65~125ピクルである。これに対しララ村の経営面積の幅は3~6~クタール、生産量の差は85~120ピクルとなっており、同村の経営面積と生産量との相関関係がマイムピス村よりも弱いことを示している。ちなみに、マイムピス村ではサンプル43世帯中自作地をもつ農家と他村に小作地をもつ農家はそれぞれ1世帯である。ララ村ではサンプル33世帯中自作地をもつ農家はなく、他村に小作地をもつ農家が4世帯あった(注13)。

つぎに世帯別生産手段保有状況(注14)をみよう。 第13図は、当該2カ村の1978年世帯別経営面積と 水牛所有頭数との相関関係を表わしている。マイムピス村では水牛頭数不明7を除くサンプル36世 帯が所有する水牛は合計56頭で、ヘクタール当り 水牛頭数は0.4頭である。ララ村では水牛頭数不明1を除くサンプル32世帯が合計95頭の水牛を所有し、ヘクタール当り水牛頭数は0.7頭に達し、マイムピス村との格差が大きい。



第13図 マイムピス村36世帯とララ村32世帯の経営面積と水牛頭数(1978年)

(出所) 第10図に同じ。 (注) 第12図に同じ。

世帯別にみると、マイムピス村では水牛3~4 頭が6世帯、水牛1~2頭が25世帯、水牛頭数ゼロが5世帯である。ララ村では、水牛8~11頭が3世帯、水牛3~5頭が9世帯、水牛1~2頭が19世帯、水牛頭数ゼロが1世帯である。経営面積と水牛頭数との相関関係は両村とも弱く、とくにララ村の場合にその傾向が強い。

両村の分布で異なる点は、(1)水牛をもたない農家がマイムピス村では5世帯あるのに対し、ララ村では1世帯にすぎないこと、(2)マイムピス村の場合、概してヘクタール当り水牛頭数から大きく乖離しない世帯が多くみられるが、ララ村の場合、水牛8~11頭をもつ3世帯のように、ヘクタール当り水牛頭数から全く乖離してしまっている世帯があること、である。マイムピス村は、最近急速に農地の宅地・工業用地への転換(注15)が進行する国道沿いにあり、放牧地が得にくくなっている。

ところがララ村は町の北西部に位置し、比較的放 牧地が得やすい。やや余力のある農民は、自己の 小作地で水牛を使用するほか、他の農民に貸しつ け副収入を得ているものと思われる。

かくして、経営規模を基準にすると、当該2カ村の調査対象農家はそれぞれ、およそつぎの三つの階層に区分することができる。(1)上層――経営規模7~10へクタール、(2)中層――経営規模1~3へクタール。マイムピス村の場合、サンプル43世帯中上層6世帯、中層34世帯、下層3世帯である。ララ村ではサンプル33世帯中上層5世帯、中層21世帯、下層7世帯である。上層への集中度は両村ともほぼ同じであるが、中層への集中度はマイムピス村の方が高く、ララ村では下層への集中度がむしろ高い。小作農層構成と経営規模を基準とするかぎり、マイムピス村の方がララ村よりも村内部

第15表 マイムピス村34世帯とララ村26世帯の農業(現金)支出(1976/77作物年度)

***************************************			日 雇	賃	金(ペソ)1)	肥料費	合 計	経営面積	分蜜糖 生産量
	Na Al-	耕起・整地・畝作り	植付	除草	刈取り・ 運搬	小 計	(ペソ)	(ペソ)	(ha)	生産里 (ピクル)
マイムピ ス村	34 世帯合計 1 世帯当り ヘクタール当り 比 率20	42,355 1,246 264 (38.7)	22,893 673 143 (20.9)	2,030 60 13 (1.9)	1,237 262	3,216	3,694 782	6,910	4.72	
ミランダ 所 有 地		27,840 1,547 372 (45.0)	12,203 678 163 (19.7)	1,040 58 14 (1.7)	1,158 279	3,440	4,602	8,042	4.15	
ウィハン コ所有地	16 世 帯 合計 1 世 帯 当り ヘクタール当り 比	14,515 907 169 (30.6)	10,690 668 125 (22.6)	990 62 12 (2.0)	1,326		2,673 498	5,636	5.37	
ララ村	26 世 帯 合 計 1 世 帯 当 り ヘクタール当り 比	16,180 623 147 (26.7)	7,749 298 71 (12.8)	600 23 5 (1.0)	1,387 328	2,331	2,673	5,004	4.22	

- (注) 1) 1977年当時1ペソ≒27~28円。
 - 2) 日雇賃金内訳比率は対日雇賃金合計。

カッコ内は%。1世帯当り・ヘクタール当りの数値は小数点以下四捨五入。

の同質性が強いとみることができる。ところが, 次項の課題である再生産構造の視点からは, ララ 村よりもむしろマイムピス村で所得構造の分極化 の進行が指摘されることになる。

2. 再生產構造

本項では当該2カ村の甘蔗作小作農家の再生産 構造を,(1)農業支出,(2)農家手取額試算,(3)家計 支出・副業,(4)負債の諸点から分析する。

(1) 農業(現金)支出

当該サンプル調査の質問表のなかには、個別農家の1976/77 作物年度農業支出に関する項目がある。農業支出は現金支出と非現金支出に分類され、現金支出は日雇賃金と肥料費である。日雇賃金が(a)耕起・整地・畝づくり、(b)植付、(c)除草、(d)刈取り・運搬の4作業別項目に分類でき、かつ肥料費が得られ(注16)、各農家が収穫した甘蔗を原料として生産された分蜜糖生産量が明記されてい

る世帯数は、マイムピス村43世帯中34世帯、ララ村33世帯中 26世帯であった(非現金支出はごく一部世帯を除いて未回答である)。

第15表は 1976/77 作物年度のマイムピス村34世帯とララ村26世帯の農業支出を日雇賃金と肥料費とに分けて、村ごとに集計したものである。とくにマイムピス村については、ミランダ所有地18世帯とウィハンコ所有地16世帯とを比較対照するために、両者を区別して扱った。サンプル平均の1世帯当り経営面積はマイムピス村が4.7~クタール、ララ村が4.2~クタール、1世帯当り分蜜糖生産量はマイムピス村が178ピクル、ララ村が162ピクルで、当該2カ村の1世帯当り生産規模はほぼ同じである。またヘクタール当り分蜜糖生産量は両村ともに38ピクルで、両村は生産性においてもほぼ同一水準を維持している。

ところがマイムピス村のミランダ、ウィハンコ

両所有地を比較すると、1世帯当たり経営面積は 前者が4.2ヘクタール、後者が5.4ヘクタール、1 世帯当り分蜜糖生産量は前者が139ピクル、後者 が221ピクルである。両所有地の1世帯当り分蜜 糖生産量に大きな格差が生じた原因は、1世帯当 り経営面積の差に加えて、ヘクタール当り分蜜糖 生産量が両所有地で著しく異なることにある。ウィハンコ所有地のヘクタール当り分蜜糖生産量は 41ピクルであるが、ミランダ所有地ではわずか34 ピクルであった。

当該2カ村の1世帯当り農業支出を比較する と、マイムピス村の方が多く約6900ペソであり、 ララ村の場合は約5000ペソであった。ヘクタール 当り農業支出についても同様に、マイムピス村の 方がララ村よりも約 280 ペソ高額となっている。 しかし両村間の格差は、マイムピス村内のミラン ダ,ウィハンコ両所有地間の格差に及ばない。1 世帯当り農業支出はミランダ所有地では約8000ペ ソ,ウィハンコ所有地では約5600ペソであり、へ クタール当り農業支出は、ウィハンコ所有地で約 1000ペソ、ミランダ所有地では約1900ペソに達す るからである。したがって、ミランダ所有地18世 帯では分蜜糖1ピクル当りの甘蔗栽培費として約 60ペソを支出したことになる。これはウィハンコ 所有地16世帯の2.4倍、マイムピス村34世帯平均 の1.5倍に相当するのである。

日雇賃金と肥料費との比率をみると、当該2カ村とも前者が47%、後者が53~54%である。ところが日雇賃金の内訳は両村で異なる。マイムピス村の場合、耕起・整地・畝作りと刈取り・運搬の日雇賃金に占める比率がともに39%である。これに対しララ村では、日雇賃金に占める耕起・整地・畝作りの比率は27%にすぎないが、刈取り・運搬の比率は60%に達している。両村でもっとも差額

が多い項目は耕起・整地・畝作り作業であり、マイムピス村が264ペソなのに対し、ララ村では147ペソにすぎない。

ここでマイムピス村のミランダ,ウィハンコ両 所有地の農業支出構成を比較すると、興味ある事 実が浮かび上がる。ウィハンコ所有地の日雇賃金 と肥料費の農業支出に占める比率はそれぞれ53 %,47%であり、同所有地では日雇賃金の方が大 きい。ところがミランダ所有地では,日雇賃金と 肥料費の農業支出に占める比率はそれぞれ43%, 57%で、同所有地では肥料費の支出額の方が大き い。ちなみに、ウィハンコ所有地のヘクタール当 り肥料費は約500ペソであったが、ミランダ所有 地の場合約1100ペソに達している。 さらに 日雇 賃金構成を検討すると、ウィハンコ所有地では耕 起・整地・畝作りの日雇賃金に占める比率は31% であるが、ミランダ所有地では45%を占めてい る。ウィハンコ所有地ではヘクタール当り169ペ ソの日雇賃金が耕起・整地・畝作りに支出される にすぎないが、ミランダ所有地の場合、支出額は その2倍以上の372ペソであった。

マイムピス, ララ両村間並びにミランダ, ウィハンコ両所有地間の日雇賃金内訳の差異, 両所有地間の日雇賃金・肥料費の比率の差異――こうした格差はなぜ生じたのであろうか。この疑問を解く第1の鍵は, 耕起作業へのトラクターの導入である。当該サンプル調査の世帯別質問表には, 耕起作業のなかの一項目として「耕起(トラクター)」が設けられている。ただしトラクター賃耕費が得られるのは, マイムピス村34世帯中13世帯(ミランダ所有地6世帯, ウイハンコ所有地7世帯), ララ村26世帯中12世帯であった(第16表)。

1世帯当りトラクター賃耕費はマイムピス村 が約870ペソ,ララ村が約670ペソであり、ヘク

第16表 マイムピス村13世帯とララ村12世帯の トラクター賃耕費(1976/77作物年度)

(単位:ペソ)

777		賃 耕 費
マイムピス村 (66.63ha)*	13 世 帯 合 計 1 世 帯 当 り ヘクタール当り	11,305 870 170
ミランダ所有地 (28.65ha)	6 世帯合計 1 世帯当り ヘクタール当り	7,355 1,226 257
ウィハンコ所有 地 (3 7.9 8ha)	7 世帯合計 1 世帯当り ヘクタール当り	3,950 564 104
ラ ラ 村 (59.50ha)	12 世 帯 合 計 1 世 帯 当 り ヘクタール当り	8,010 668 135

(出所) 第10図に同じ。

(注) * 同表のサンプル世帯の経営面積合計。

タール当り賃耕費はマイムピス村では170ペソ, ララ村では135ペソである。この数値からマイム ピス村の方がララ村よりも耕起作業の機械化が進 展していることがわかる。ただし,それはとくに ミランダ所有地に該当する事実である。ミランダ 所有地の1世帯当りトラクター賃耕費は約1230ペ ソ,へクタール当り同賃耕費は257ペソであるの に対し,ウィハンコ所有地の1世帯当たり同賃耕 費は564ペソ,ヘクタール当り賃耕費は104ペソに すぎないからである。

ちなみに当該サンプル調査のなかで、マイムピス村で農作業に大型トラクターが使用されている事実を認めた小作農が調査対象となった43人中10人、ハンド・トラクターの使用を認めた者が2人いた。ララ村では、村内で大型トラクターが使用されている事実を認めた小作農は調査対象となった33人中8人、ハンド・トラクターの使用を認めた者は3人であった(性IT)。村内におけるトラクターの存在は、小作農のトラクター所有を意味するのではなく、おそらく村外の賃耕業者のトラクタ

第17表 マイムピス村34世帯とララ村26世帯の 肥料投入量, 1 袋当り価格 (1976/77作物年度)

	The second secon	投入量 (袋) ¹⁾	1袋当り価 格 ²⁾ (ペソ)
マイムピス村	34 世帯合計 1 世帯当り ヘクタール当り	1,492 43.9 9.3	84.2
ミランダ 所 有 地	18 世 帯 合 計 1 世 帯 当 り ヘクタール当り	783 43.5 10.5	105.8
ウィハンコ 所 有 地	16 世 帯 合 計 1 世 帯 当 り ヘクタール当り	709 44.3 8.3	60.3
ラ ラ 村	26 世 帯 合 計 1 世 帯 当 り ヘクタール当り	1,121 43.1 10.2	62.0

(出所) 第10図に同じ。

- (注) 1) 尿素1袋=50キログラム。
 - 2) 肥料費(第15表)÷投入量より算出。

ーを指しているものと思われる。いまや甘蔗作農業の耕起作業において、トラクターは従来の水牛と同様に重要な生産手段となっているといっても過言ではあるまい。そしてトラクターによる賃耕請負面積の拡大が、農業支出における日雇賃金の比率を高めていることを看過することはできない(注18)。前述のようにマイムピス村ではララ村よりも水牛頭数が少ない。これは放牧地の減少のみならず、耕起作業の機械化をも背景にしていることを、ここで付言しておく。

さらに当該2カ村間並びにミランダ,ウィハンコ両所有地間の農業支出構成の差異を生んだ第2の要因として,肥料費が挙げられる。すでに検討したようにヘクタール当り肥料費は、マイムピス村ミランダ所有地約1100ペソ,ウィハンコ所有地約500ペソ,ララ村約630ペソであった。ところが第17表に示されるように、マイムピス村両所有地とララ村の1世帯当り・ヘクタール当り肥料投入量には大きな格差がない。1世帯当り肥料投入

	購入先	地		主	購入先	7	· 0	他
			購入費(ペソ)	1 袋当り価格 (ペソ)			購入費(ペソ)	1 袋当り価格 (ペソ)
マイムピス 村	12世帯合計 1世帯当り	413 34	50,589 4,216	122.5	11世帯合計 1世帯当り	509 46	25,778 2,343	50.6
ミランダ 所 有 地	8世帯合計 1世帯当り	240 30	35,370 4,421	147.4	2世帯合計 1世帯当り	108 54	3,700 1,850	34.3
ウィハン コ所有地	4世帯合計 1世帯当り	173 43	15,219 3,805	88.0	9世帯合計 1世帯当り	401 45	22,078 2,453	55.1
ララ村	19世帯合計 1 世帯当り	730 38	47,241 2,486	64.7	2世帯合計 1世帯当り	120 60	9,600 4,800	80.0

第18褒 マイムピス村23世帯とララ村21世帯の購入先別肥料価格(1976/77作物年度)

量は両村ともに尿素 43~44 袋 (1袋=50キログラム), ヘクタール当りではマイムピス村 9袋 (ミランダ所有地11袋,ウィハンコ所有地 8袋),ララ村10袋である。したがって、尿素のみが肥料として投入されたと仮定すると、尿素 1袋当りの価格は、ウィハンコ所有地とララ村では約60ペソであるが、ミランダ所有地では 100 ペソを超えてしまうのである。これはなぜであろうか。

肥料購入先が判明するのは、マイムピス村43世帯中23世帯、ララ村33世帯中21世帯である(第18表)。地主が購入先である場合は、マイムピス村12世帯、ララ村19世帯、その他一般業者の場合がマイムピス村11世帯、ララ村2世帯である。購入先別に両村(マイムピス村については所有地別)の1袋当り尿素価格をみると、地主を購入先とするミランダ所有地8世帯が約150ペソで、前表の同所有地平均約100ペソの1.5倍となっている。ウィハンコ所有地でも地主を購入先とする4世帯の1袋当り尿素価格は約90ペソで、前表の同所有地平均約60ペソの1.5倍である。ララ村では、地主から購入した19世帯の1袋当り尿素価格は村平均の近似値である。

第17, 18表に掲げた1袋当り尿素価格は、各世

帯で尿素のみが肥料として使用されることを前提としたものである。もしこの前提がほぼ実情を反映しているとすると、マイムピス村、なかんずくミランダ所有地内小作農の多くは、異常に高くつり上げられた肥料を地主から購入していることになる。前述のようにミランダ所有地のヘクタール当たり農業支出をウィハンコ所有地やララ村に較べて高額にしている主な原因は、トラクター賃耕費の増加と人為的に操作された高い肥料費と結論することができる。

(2) 農家手取額試算

ここで当該2カ村の農家手取額試算を行なうが、そのまえに、地主・小作農間の収益分配方法をあらかじめ素描しておこう。

当該小作農はすべて刈分小作農であり(前述), そのほとんどが純収入を地主と折半する現金折半 小作である。甘蔗作小作農は稲作小作農と異な り、収穫物たる甘蔗を地主と分配することはでき ない。製糖工場はプランターの作付地で収穫され た甘蔗を原料として分蜜糖を生産し、「分糖法(前 出)にもとづいてその一定部分(バスデコ地区の場 合、分糖率はプランター63%、工場37%)(注19)の取得 証書として、プランターに対し倉荷証券(quedan)

第19表 マイムピス村34世帯とララ村26世帯の農家手取額試算(1976/77作物年度)

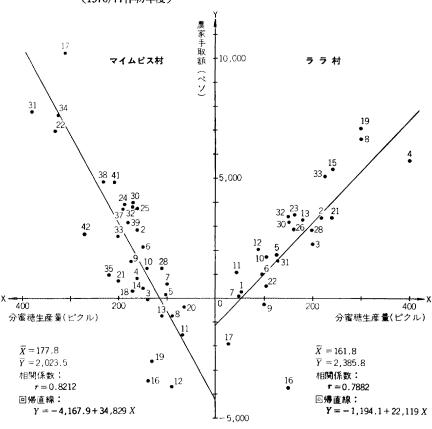
		①分蜜糖生産量(ピクル)	②農業支出(ペソ)	③農家手取額試算(ペソ)
マイムピス村	34 世 帯 合 計	6,059	234,926	68,800
	1 世 帯 当 り	178	6,910	2,024
	ヘクタール当り	38	1,463	428
ミランダ所有地	18 世 帯 合 計	2,506	144,751	6,648
	1 世 帯 当 り	139	8,042	369
	ヘクタール当り	34	1,937	89
ウィハンコ所有地	16 世 帯 合 計	3,553	90,175	62,152
	1 世 帯 当 り	222	5,636	3,885
	ヘクタール当り	41	1,050	724
ラ ラ 村	26 世 帯 合 計	4,208	130,097	62,032
	1 世 帯 当 り	162	5,004	2,386
	ヘクタール当り	38	1,185	565

(注) ③の算出方法は(ピクル当り政府買上げ価格95.82ペソ×①×プランターの分蜜糖取得率63%-②)×½である。ただし、ミランダ所有地1世帯(世帯番号17)の場合、粗収入分配率(小作農70%、地主30%)で試算。小作農の農業支出負担率は50%。ただし、マイムピス村34世帯中1世帯、ララ村26世帯中7世帯では、経営費全体の50%を小作農が負担するのではなく項目別に負担率を決定する。この場合、日雇賃金のうち耕起・整地・畝作り用と植付・除草用を小作農が全額負担、刈取り・運搬用を地主が全額負担し、肥料費は地主と小作農で半額ずつ負担するケースが多い。本表では、同8世帯の場合、それぞれの経営費負担率にしたがって農家手取額を推計した。

を発行するからである。もっとも分蜜糖買付・国内販売・輸出業務は 1974/75 作物年度から政府の統制下に置かれた。続いて1977年にはフィリピン砂糖委員会が発足し、同委員会の砂糖流通業務を担当する国家砂糖貿易会社(National Sugar Trading Corporation, NASUTRA) が設立された^(住20)。このため、現在では倉荷証券はプランターの手に直接渡ることなく自動的に同貿易会社に売却されているのである^(住21)。

こうしてプランターが分蜜糖を政府に売却して えた粗収入から、農業支出が差し引かれ、差額= 純収入が地主・小作農間で分配される。一般に地 主は小作農に対し、小作農の農業支出負担分を前 貸しているので、最後に地主の手に残るのは農業 支出前貸分と純収入の半分、小作農の場合は純収 入の半分で、これが彼の手取分となるわけである (一般に、農業支出前貸に対する利子として、分蜜糖副 産物・糖蜜molasse のプランター手渡分——分配率は前 掲分糖率と同じ——が小作農に一切渡らず,全部地主に 帰属する)(注22)。

当該2カ村の1976/77作物年度農家手取額を前述の分蜜糖生産量・農業支出をもとに試算すると、第19表のとおりである。同作物年度の政府買上げ価格は「混合価格」(composite price)でピクル当り95.82ペソであった(注23)。同表の粗収入は、生産量×ピクル当り価格ー農業支出から推計された数値である。農家手取額は、農家の農業支出負担分(総経費の半分、ただし若干の例外をも含む)(注24)ー粗収入から算出された数値の2分の1である。1世帯当り手取額は、マイムピス村約2000ペソ、ララ村約2400ペソ(注25)、ヘクタール当りではマイムピス村428ペソ、ララ村565ペソであり、両村間の格差が大きい。この格差が生まれた原因は主として、ミランダ所有地農家手取額が著しく



第14図 マイムピス村34世帯とララ村26世帯の分蜜糖生産量と農家手取額 (1976/77作物年度)

(出所) 第10図に同じ。 (注) 第12図に同じ。

低く、1世帯当り369ペソ、ヘクタール当り89ペソとなっていることにある。

第14図によって世帯別農家手取額分布をみると、この状況はいっそう明確に把握される。同図は世帯別農家手取額と分蜜糖生産量との相関関係を示している。分蜜糖生産量はマイムピス村34世帯の場合65~330ピクルの幅があり、ララ村26世帯は50~400ピクルの幅をもっている。農家手取額はマイムピス村が最低約-3800ペソから最高約1万200ペソ、ララ村が最低約-3800ペソから最高約6600ペソの幅がある。両村とも農家手取額

と分蜜糖生産量に正の相関関係がある。

ここで注目すべき事実はつぎの3点である。(1)マイムピス34世帯中8世帯の農家手取額がマイナスとなっており、しかも8世帯全部がミランダ所有地小作農家であること、(2)農家手取額がマイナスとなったミランダ所有地8世帯のうち、手取額ー1000ペソ以下が4世帯も存在すること、(3)これに対しララ村では、33世帯中手取額がマイナスとなったのは3世帯のみであり、しかも手取額がー1000ペソ以下は2世帯であること。かくしてマイムピス村では、分蜜糖生産量100~200ピクルの

第20表 マイムピス村30世帯とララ村26世帯の1世帯当り年間家計支出(1977年)

(単位: ペソ, カッコ内は%)

	飲食費	維持費	被服費	医療費	教育費	合 計
マイムピス村	5,437	1,357	1,383	971	521	9,668
(30世帯平均)	(56.2)	(14.0)	(14.3)	(10.0)	(5.4)	(100.0)
ミランダ所有地	6,131	1,246	1,715	1,123	276	10,492
(13世帯平均)	(58.4)	(11.9)	(16.3)	(10.7)	(2.6)	(100.0)
ウィハンコ所有地	4,906	1,441	1,129	854	708	9,039
(17世帯平均)	(54.3)	(15.9)	(12.5)	(9.5)	(7.8)	(100.0)
ラ ラ 村	5,915	1,327	1,835	1,079	1,245	11,401
(26世帯平均)	(51.9)	(11.6)	(16.1)	(9.5)	(10.9)	(100.0)

(出所) 第10図に同じ。

中層農家の間で所得構造の分極化傾向が認められた。多額の経営費を投入したにもかかわらず(それ自体必ずしも生産性向上を目的としたものではない),生産量が増加しなかったミランダ所有地小作農世帯の低収入の実態が、明らかにされたのである。

(3) 家計支出、副業

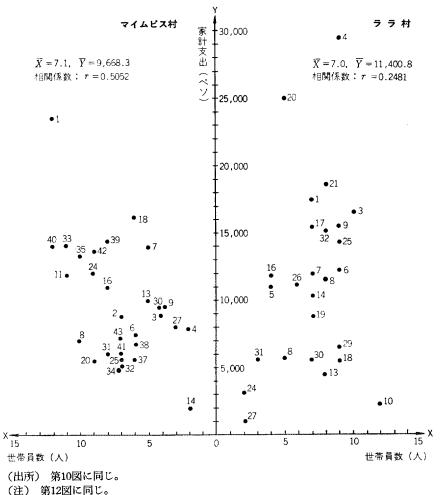
当該調査対象世帯のなかで1977年家計支出に関するデータが項目(飲食費,維持費,被服費,医療費,教育費)別に得られるのは、マイムピス村43世帯中30世帯,ララ村33世帯中26世帯である。上記サンプルの1世帯当り世帯員数は両村とも7人である(注26)。第20表は当該2カ村の1世帯当り家計支出は約9700~1万1400ペソで、その内訳は飲食費52~56%、維持費12~14%、被服費14~16%、医療費10%、教育費5~11%である。このように世帯員数7人の小作農世帯では年間1万ペソ前後の家計支出が必要とされるわけである。これは前述の1世帯当り農家手取額の約5倍に相当する額である。

世帯別に家計支出を示すと第15図のとおりである。マイムピス村30世帯の家計支出には、最低2000ペソから最高2万3500ペソの幅がある。前述

の農家手取額がマイナスとなったミランダ所有地 8世帯中5世帯の支出は、それぞれ約5500ペソか ら1万2000ペソである。他方、ララ村26世帯の家 計支出の幅は1000ペソから2万9500ペソであっ た。マイムピス村では家計支出と世帯員数とに相 関関係がみられるが、ララ村の相関関係はきわめ て弱い。

以上の考察から、当該2カ村の小作農世帯は甘 燕作農業から得られる収入だけでは生計を立てる ことができず、何らかの副収入源をもっていると 考えざるをえない。しかし、当該調査から判明し た、副業をもつ世帯の数は比較的少ない。第21表 に示したように、1976/77作物年度に副業をもつ 世帯はマイムピス村では3世帯、ララ村では7世 帯であった。しかも稲作から副収入を得るのは両 村それぞれ1世帯のみであったのである。

前述の農家手取額試算は糖価下落期のものであり、このため手取額がマイナスとなった世帯が多くみられたことは否めない。しかし、仮にヘクタール当り生産量・農業支出に変化がないとすると、糖価ピクル当り10ペソの上昇に対して見込める増収はヘクタール当り約120ペソである。したがって小作農世帯は、生計を維持するために恒常的に



第15図 マイムピス村30世帯とララ村26世帯の家計支出と世帯員数(1977年)

副収入源を確保する必要が生じるはずである。第 21表に掲げられた以外に、当該2カ村の小作農世 帯は全く副収入がなかったのであろうか。

彼らの副収入源として残されている道は、農業 支出の約5割を占めた日雇賃金の一部還流であ る。当該2カ村では、耕起・整地・畝作り作業, 植付・除草作業、刈取り・運搬作業からなる農作 業の相当部分が同村内もしくは近隣村の住民によ って行なわれている(注27)。この場合、土地なし村 民だけでなく小作農家世帯員(世帯主たる小作農を も含む)も他の小作地で働き賃金を得ることができるのである(注28)。しかしながら、前述の耕起作業の機械化の進展からみて、小作農世帯が現金支出を一部還元する機会は、今後減少することはあっても、増加することはないであろう。

(4) 負 債

最後に、小作農世帯の債務状況を吟味する。調査時点の負債世帯数は、マイムピス村43世帯中14世帯、ララ村33世帯中15世帯であった(第22表)。マイムピス村では債権者が地主の場合が10件、農

第21表 マイムピス村43世帯とララ村33世帯の副業 (1976/77作物年度)

			稲		作	そ	の他
			件	数	収入(ペソ)	件 数	収入(ペソ)
マイ	ムピン	ス村		2	1,400	1	不 定
ラ	ラ	村		1	1,000	6*	30,700*

(注) * ミニバス運転1件, 年収9000ペソを含む。

第22表 マイムピス村43世帯とララ村33世帯の 負債状況(1978年初頭)

entry of the management of the state of the	地 主	農村銀行 Rural Bank)	その他	合 計
<マイムピ マイムピ 株 教 (ペソ) 合 1件当り	10 70,415 7,042	1 1,000 1,000	4 17,750 4,438	15* 89,165 5,944
<ラ ラ 村> 件 数 借入額(ペソ) 合 計 1件当り	8 19,750 2,469	5 16,500 3,300	2 14,390 7,195	15 50,640 3,376

(出所) 第10図に同じ。

(注) *「地主」「その他」計2件の債権者をもつ1世帯を含む。マイムピス村債務農家14世帯の1世帯当り負債額は6369ペソである。

村銀行(Rural Bank)が1件,その他4件,計15件であった。1件当り負債額は約5900ペソで,地主を債権者とする場合の負債額は1件当り約7000ペソに達していた。ララ村では、債権者が地主の場合が8件,農村銀行が5件,その他2件,計15件であった。1件当り負債額は約3400ペソで,地主を債権者とする場合の負債額は1件当り約2500ペソにすぎなかった。むしろ銀行その他からの1件当り負債額の方が大きかったのである。

したがって、マイムピス村の小作農世帯の方 が、一般に負債をとおして地主に対する高い依存 度をもっているといえよう。前述のように市価よ り相当の高値で地主から肥料を購入する小作農が マイムピス村で多くみられたのは、地主・小作関 係が債権者・債務者関係に裹うちされていること と密接な関連をもつと判断される。

- (注1) マルコス政権戒厳令下の農地改革の実態については、滝川 前掲書 第4章を参照。
- (注2) "May Expand Land Reform," Bulletin Today (1977年10月21日)。
- (注3) 拙稿「フィリピン糖業の動向……」 101~ 103ページ。
- (注4) ルソン島糖業地帯を対象とした主要な調査は、つぎの3点である。Agricultural Tenancy Commission, A Study of Tenancy and Farming Practices in Sugar Cane Production, 1955年; Calalang, Liwayway M., "A Survey of Selected Conditions of Employment in the Sugar Industry in Mainland Luzon," Philippine Labor (1962年6月), 17~24ページ; "Socio-Economic Profile of Farm Workers in the Sugar Industry," Annual Report, Part II Terminal Reports Socio-Economic Development Research Projects, UPLB-Philsugin Agricultural and Socio-Economic Development Research Program, 1976年(?)所収。
- (注5) 近年中近東への出稼ぎが増加したため、農業労働者数が減少傾向にあるという。1981年12月10日マイムピス村S.M.氏とのインタビュー。
- (注6) 世帯別質問表(英語)では、刈分小作農を 指す用語としてshare tenantが使用されている。質問 表では書面契約、口頭契約の区別はない。
- (注7) 農地改革省サンプル調査世帯別質問表より 集計。
- (注8) 当該サンブル調査では、稲作農村調査で指摘されるプエスト (puesto)――いわゆる耕作権――の売買に関する項目はない。
- (注9) 二つの小作地をもつ世帯番号3の小作農を 2人として計算。
- (注10) 前掲『プランター名簿』にはE・ミランダの姓名は記載されていないが、ここではミランダ家の土地をE・ミランダとA・ミランダ2人の共同所有として一括して扱った。
 - (注11) 1981年12月10日マイムピス村S.M.氏との

インタビュー。

(注12) 1981年12月7日フィリピン砂糖委員会バス デコ地区事務所職員とのインタビュー。

(注13) 農地改革省サンプル調査世帯別質問表より 集計。

(注14) 当該2カ村の犂,まぐわ所有状況(1978年) は下表のとおりである。

								(夷数)
			犂 と まぐわ	犂のみ	まぐわ のみ	犂もしく はまぐわ	tsl	不明	合 計
マイ	ムピ	ス村	6	5	2	3*	0	27	43
ラ	ラ	朴	8	5	0	3*	1	16	33

(出所) 農地改革省サンブル調査世帯別質問表より集計。

(注) * 犂・まぐわのどちらを所有するのかは不明。

(注15) サン・フェルナンド町を貫通する国道沿い、市街区より約5キロメートルまでの地点には、Pepsi Cola, Coca-Cola, Cosmos の清凉飲料工場が立ち並ぶ。これに加えて、フィリピン最大のビール会社San Miguel Corp. が東洋一を誇る譲造工場の一部をケビフワン(Quebiawan) 村敷地65ヘクタール内に完成させ、1981年10月より操業を開始した。

(注16) 農地改革省サンブル調査世帯別質問表には 種苗費・農薬の項目はない。

(注17) 農地改革省サンブル調査世帯別質問表より 集計。

(注18) 稲作農村におけるトラクター賃耕費の増大は、梅原弘光「フィリピンにおける『緑の革命』と農民――中部ルソン、ヌエバ・エシハ州の一村落事例を中心として――」(『アジア経済』第19巻第9号 1978年9月)26~40ページで指摘されている。

(注19) Philippine Sugar Commission, Annual Synopsis of Factory Performance Data, Crop Year 1979-80, ケソンシティー, 1981年, 53ページ。

(注20) National Sugar Trading Corp., Sugar: Philippines, マニラ、1980年、65ページ。

(注21) 1981年12月17日フィリピン砂糖委員会カランバ地区事務所職員とのインタビュー。

(注22) 1981年12月10日マイムピス村S.M.氏とのインタビュー。

(注23) 「混合価格」とは「輸出」「備蓄」「国内」別に定められた糖価を一括した買上げ価格である(拙稿「フィリピン糖業の動向……」 107~108ページ)。 1974/75~1979/80作物年度の「混合価格」は下表のとおりである。

(単位:ベソ)

作物年度	価格	作物年度	価格
1974/75	97.40	1977/78	90.00
1975/76	103.73	1978/79	92.30
1976/77	95.82	1979/80	123.50

(出所) Philippine Sugar Commission, 1980 Statistical Report on the Philippine Sugar Industry, ケソンシティー, 1981年。

(注24) 詳しくは,第19表(注)をみよ。

(注25) 農地改革省サンブル調査世帯別質問表には、1976/77作物年度「甘蔗作収入」の項目がある。マイムピス村43世帯中28世帯、ララ村33世帯中29世帯が回答した。マイムピス村のサンブル平均1世帯当り「収入」は約4900ペソ、ララ村では約2600ペソであった。

(注26) 農地改革省サンブル調査世帯別質問表より 毎計

(注27) 1981年12月10日マイムピス村S.M.氏とのインタビュー。

(注28) 稲作農家における現金支出の一部還元の分析は,高橋 前掲書 117~130ページを参照。

結 論

本稿は、フィリピン糖業の低生産性の基本的要因の一つである不在地主制下の刈分小作制度に焦点をあて、パンパンガ州パスデコ地区サン・フェルナンド町甘蔗作農村の構造分析を行なった。この結果明らかとなった点は以下のとおりである。

(1)フィリピンの主要な糖業地帯は中部・南部ルソン地方パンパンガ、タルラク、バタンガス、ラグナ4州、ビサヤ地方ネグロス島東西両州、パナイ島イロイロ州に位置する。中部・南部ルソン4州とパナイ島イロイロ州では稲作地帯と糖業地帯との併存が認められるのに対し、ネグロス島東西両州には専一的な糖業地帯が存在する。

(2)ルソン島とネグロス島の糖業地帯構造の差異は、甘蔗農場の所有経営形態の差異と関連している。パンパンガ州では多数の小規模農場と刈分小作農の存在が、西ネグロス州では大規模農場の優

位と比較的多数の管理人の存在が確認できるからである。

(3)パンパンガ州パスデコ地区には、ルソン島の 土地所有の一形態である「分散的所有」=不在地 主制の典型例が見出される。同地区には1市町で 最低50ヘクタールの経営を保有し、かつ複数の市 町に経営を分散させているプランターが91人お り、彼らの経営面積合計は同地区全体の約4分の 1に相当する。

(4)サン・フェルナンド町マイムピス村とララ村とでは、地主1人当り土地所有規模が著しく異なる。マイムピス村では所有規模100~クタール以上の地主(R・ウィハンコ、E・ミランダ、A・ミランダ)が村内の甘蔗作付地の大半を占める。ララ村では10人以上の地主がそれぞれ約10~50~クタールの所有地をもっている。

(5)マイムピス村とララ村の甘蔗作小作農世帯は、いずれも経営規模を基準として、上層――経営規模7~10へクタール、中層――経営規模3~7へクタール、下層――経営規模1~3へクター

ルの三つの階層に区分できる。ただし、マイムピス村の方が中層への集中度が高く、村内部の同質性が強い。

(6)ところが農家手取額試算を行なうと、マイムピス村の中層の所得構造に分極化傾向が認められる。これは、ミランダ所有地小作農世帯でトラクター賃耕費と肥料費が増加し、農家手取額が著しく減少したためである。

かくして、1970年代に進行したと思われる耕起作業の機械化は、農業支出における日雇賃金の増加のみならず、従来村内もしくは近隣村の住民が農業労働から得てきた所得の減少をうながしている。甘蔗作農業の機械化は、一方で小作農層の、他方で村内に滞留する土地なし労働者層の減収をもたらす方向で進展してきたといわねばなるまい。不在地主制=刈分小作制下甘蔗作農業は、70年代後半に新たな問題を生み出しつつ、依然として低生産性の構造を保持してきたと結論することができる。

(光陵女子短期大学講師)